

職員の給与等に関する報告、勧告及び意見

令和8年10月

埼玉県人事委員会

令和8年 人事委員会勧告に当たって（談話）

〔 令和8年10月15日
埼玉県人事委員会
委員長 大澤一司 〕

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告、勧告及び意見の申出を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、本年4月分の月例給については、職員給与が民間給与を13,625円（3.40%）下回る結果となりました。そのため、中堅層以上の職員には昨年を上回る引上げ改定を行うとともに、初任給の引上げを行うこととしました。

また、特別給（ボーナス）についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、年間4.70月分に引き上げることとしました。

月例給と特別給の引上げは5年連続となります。公務を取り巻く環境が厳しさを増す中で、高い使命感を持って職務に精励する職員の皆様にとって、この改定が士気の一層の向上につながることを期待します。

人事管理に関しては、多様で優秀な人材の継続確保を目指し、採用試験制度の見直しや公務への関心を高める広報施策を含む「誰もが挑戦できる試験」の成果と課題、及び持続的な人材確保の好循環創出について詳述しました。また、職員のキャリア支援や働き方改革、勤務環境の整備など、「選ばれる（働き続けたい）県庁」実現に向けた課題や取組の報告を行いました。

職員の皆様にあっては、常に県民からの信頼に応えるべく、より高い倫理観を持って職務に邁進されることを切に望みます。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示された上で、本勧告等に述べた内容について、必要な措置を取られるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

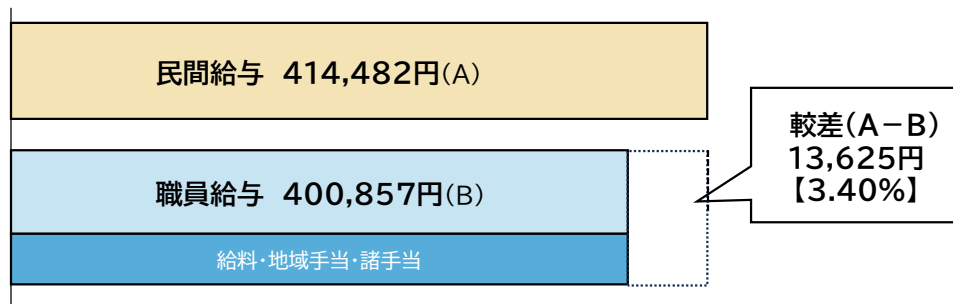
本年の給与勧告の主なポイント

◎月例給を引上げ（平均3.39%引上げ）

◎特別給（ボーナス）を引上げ（4.65月⇒4.70月）

1 月例給

- 本年4月分の職員給与と民間給与について、役職・学歴・年齢を同じくする者同士を比較（ラスパイレス方式）



- 公民較差の状況等を考慮し、給料表を改定
 - ・ 中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ・ 初任給を引上げ
 - ・ 再任用職員の月例給を改善（令和8年4月から実施）

職員給与 行政職給料表適用職員8,306人（新規学卒者等を除く。）
平均年齢：41.0歳 平均経験年数：18.5年

民間給与 県内1,956事業所のうち無作為に抽出した407事業所を対象に調査（調査完了率 81.0%）

2 特別給

- 昨年8月から本年7月までの1年間における民間のボーナスの年間支給割合と職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の支給月数を比較
- 民間の年間支給割合に見合うように、職員の年間支給月数を引上げ（年間4.65月⇒4.70月、引上げ分は期末手当・勤勉手当に均等に配分）（一般職員の場合の支給月数）+0.05月分を次のように反映

	6月期	12月期
令和8年度 期末手当	1.2625月（支給済み）	1.2875月（現行1.2625月）
勤勉手当	1.0625月（支給済み）	1.0875月（現行1.0625月）
令和9年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	1.075月	1.075月

3 特殊勤務手当

- 災害の頻発化等により職員の負担等が増加している業務については、国や他の都道府県の支給状況を踏まえ見直しを行い、特殊性が薄れている業務については廃止

手当額の改善等：3手当12業務
 対象業務の一部廃止：2手当3業務、その他加算措置を廃止
 〔改正対象手当〕
 防疫業務手当、災害応急作業等手当、警察業務手当等

4 転居に関する手当

- （必要な法令上の措置が講じられた場合）一定距離（60km）以上の異動に伴い転居した職員を対象とする手当を国に準じて新設

人事管理に関する報告(意見)

1 人材の確保

(1)人材確保の重要性と課題

- 質の高い行政サービスを安定的に提供し続けるためには多様で優秀な人材の継続的な確保が極めて重要
- 誰もがチャレンジしやすい職員採用試験の実施では、一定の効果が表れている。
- 試験制度改革の総括・効果検証に基づき、採用市場全体の変化を注視し、更に効果的な制度となるよう幅広い検討が必要

(2)持続的人材確保の好循環の創出

- ターゲットに応じた効果的な広報と全庁的な魅力発信が必要
- 「受験者を集める」から「最終合格者の入庁」まで一連の流れをトータルで強化した好循環を創出することが重要

(3)選ばれる(働き続けたい)県庁の実現

- 選ばれる県庁となるには、成長を実感できる環境や働きやすい環境の整備などにより職員が働き続けたいと思える魅力的な職場であることが必要

2 人材の育成及び活用

(1)人材の育成

- 多様な試験で入庁した多様な人材が活躍できるよう研修の充実が必要
- 職員の主体的な学びと成長を組織として支えることが重要

(2)能力・実績に基づく人事管理の徹底と中核職員の育成

- 職員が自らの能力を最大限発揮しながら、上位職を目指すことのできる職場風土を醸成し、将来の組織を支える中核職員を計画的・継続的に育成することが重要

(3)女性職員の活躍の推進

- 全ての職員が仕事と生活を両立できる環境を整え、誰もが昇任やキャリア形成に挑戦できるよう職員の意識改革を進めることが重要

3 働き方改革と勤務環境の整備

(1)職員がパフォーマンスを最大限発揮できる環境の創出

- 職員それぞれの事情やニーズに応じた柔軟な働き方を進め、職員のワークエンゲージメントを高め、一人一人がその能力を最大限発揮できる環境の創出が必要
- 生成AI等のデジタル技術の活用を前提として業務プロセスそのものを再設計するTXを引き続き推進し創出された時間を有効に使うことが重要

(2)仕事と生活の両立支援の推進

- 仕事と生活の両立を支援するため、取得事由を問わず取得できる無給の休暇制度や休日の代休日の指定等の柔軟化を検討することが必要

(3)総実勤務時間の縮減

- 時間外勤務の要因を検証し、具体的な縮減策を実施することが必要
- 教職員の働き方改革の推進と未配置・未補充の解消に向けた更なる努力が必要

(4)心身の健康管理

- 健康管理の実践には、職員自身の健康維持に向けた自律的行動も必要であり、ヘルスリテラシー向上への支援・取組の強化が必要

(5)ハラスメントの防止

- ハラスメントのない人間関係の良好な職場づくりを進めることが必要
- カスタマーハラスメントによって職員が孤立して対応に苦慮することがないよう組織としての対応を徹底することが必要

4 公務員倫理の徹底

- 不祥事の根絶に向けてより実効性のある取組を進めていくことが必要
- 特にこどもに係る不祥事は根絶に向けて組織を挙げて取り組むことが必要



人 委 第 4 1 3 号
令 和 8 年 10 月 15 日

埼玉県議会議長 荒 木 裕 介 様

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕 様

埼玉県人事委員会

委員長 大 澤 一 司

職員の給与等に関する報告、勧告及び意見について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告し、別紙第3のとおり意見を申し出ます。

また、同法第8条の規定に基づき、人事管理について別紙第4のとおり報告します。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方	1
I 公民給与較差に基づく給与改定	
1 職員の給与の状況	1
(1) 職員の構成	
(2) 平均給与月額	
2 民間給与等の調査	2
(1) 最近の経済情勢等	
ア 民間賃金の動向	
イ 物価及び生計費	
ウ 雇用情勢	
(2) 職種別民間給与実態調査の結果	
ア 調査の方法及び内容	
イ 職種別給与	
ウ 初任給の改定状況	
エ 給与改定の状況	
3 職員給与と民間給与との比較	3
(1) 月例給	
(2) 特別給	
4 人事院の報告及び勧告における国の改定状況等	4

5	本年の給与改定	5
	(1) 給与改定の基本方針	
	(2) 給与改定の内容	
	ア 給料表	
	イ 初任給調整手当	
	ウ 期末手当・勤勉手当	
	エ 諸手当等	

Ⅱ 給与制度の改正等

1	転勤に伴う経済的な負担の軽減等	7
2	宿日直手当	7
3	通勤手当	7
4	特殊勤務手当	8
5	初任給等に関する諸制度の見直し	9
6	特定任期付職員の勤勉手当の支給総額	10
7	教育職員の給与	10
8	会計年度任用職員	10

Ⅲ 勧告実施の要請

別紙第2	勧告	12
------	----------	----

別紙第3	意見	33
------	----------	----

別紙第4 人事管理に関する報告（意見）

I	はじめに	37
II	人材の確保について	
1	人材確保の重要性と課題	38
2	持続的人材確保の好循環の創出	39
3	選ばれる（働きたい）県庁の実現	40
III	人材の育成及び活用について	
1	人材の育成	41
2	能力・実績に基づく人事管理の徹底と中核職員の育成	42
3	女性職員の活躍の推進	43
IV	働き方改革と勤務環境の整備	
1	職員がパフォーマンスを最大限発揮できる環境の創出	43
2	仕事と生活の両立支援の推進	44
3	総実勤務時間の縮減	45
4	心身の健康管理	47
5	ハラスメントの防止	48
V	公務員倫理の徹底	
1	全体の奉仕者としての責務	48
2	職員による不祥事と対策	49

職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、その給与は、生計費、国や他の地方公共団体の職員及び民間企業の従業員の給与等の事情を考慮して定めなければならないものとされている。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与の確保が必要である中で、公務においては市場原理に基づく給与の決定は困難であるため、労使交渉等によってその時々を経済、雇用情勢等を反映して決定される民間企業の従業員の給与水準に合わせていくことが最も合理的と考えられるからである。また、民間準拠を基本として公務員給与を決定することは、広く納税者である県民の理解と職員の納得を得られるものであると考える。

本委員会においても、こうした基本的な考え方の下、職員及び県内の民間事業所の従業員の給与等の実態を精緻に調査した上で、国や他の地方公共団体の状況等を踏まえ、職員の給与について、様々な角度から検討を行った。

その結果、次のとおり報告、勧告及び意見の申出を行うものである。

I 公民給与較差に基づく給与改定

1 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和 8 年職員給与実態調査」の概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

本年 4 月の職員の総数は前年比 659 人増の 55,948 人となっている。職員は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、研究職、医療職、教育職、学校栄養職及び事務職の 7 種 10 給料表の適用を受けている。これらの職員の学歴別人員構成比は大学卒 82.0%、短大卒 4.8%、高校卒 13.2%、中学卒 0.0% となっており、性別人員構成比は男性 58.0%、女性 42.0% となっている。

(参考資料第 1 表)

(2) 平均給与月額

本年 4 月の民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員は 8,306 人で昨年より 7 人の減少、平均年齢は 41.0 歳で昨年よ

り0.3歳の低下、平均給与月額（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額）は400,857円で昨年より12,666円の増加となっている。

（参考資料第2表）

また、教員、警察官及び医師等を含めた職員全体の平均年齢は39.0歳、平均給与月額は433,690円となっている。

（参考資料第3表）

2 民間給与等の調査

(1) 最近の経済情勢等

ア 民間賃金の動向

「毎月勤労統計調査地方調査」（県統計課、事業所規模30人以上）によると、本年4月の常用労働者（パートタイム労働者を含む。）の所定内給与は、昨年4月と比べて2.4%増加している。

（参考資料第22表）

イ 物価及び生計費

本年4月のさいたま市の消費者物価指数（県統計課）は、昨年4月と比べて1.7%上昇している。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎として算定した、本年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ187,360円、214,100円及び240,870円となっている。また、「全国家計構造調査」（総務省）及び「全国単身世帯収支実態調査」（同省）を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、127,310円となっている。

（参考資料第21表・第22表）

ウ 雇用情勢

「埼玉労働市場ニュース」（埼玉労働局）によると、本年4月の本県の有効求人倍率、新規求人倍率（いずれも就業地別、季節調整値）は、それぞれ1.11倍（昨年1.21倍）、2.03倍（同2.16倍）となっている。

(2) 職種別民間給与実態調査の結果

本委員会が実施した「令和8年職種別民間給与実態調査」の概要は次のとおりである。

ア 調査の方法及び内容

本委員会は、職員給与と民間給与とのラスパイレース方式による精密な比較を行うため、人事院及びさいたま市人事委員会等

と共同して、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,956（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した407の事業所について調査を行った。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係職種及びその他の職種である研究員等の職種の合計76職種、13,120人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況等についても調査した。

本年の調査完了率は、各民間事業所の協力を得て、81.0%という高い水準であり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況が反映されたものといえる。

(参考資料第11表)

イ 職種別給与

本年4月現在の職種別の初任給及び給与額等は、それぞれ参考資料第12表及び第13表のとおりとなっている。

ウ 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で34.2%、高校卒で20.2%となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で81.8%（昨年69.4%）、高校卒で85.2%（同89.6%）となっており、昨年と比べて大学卒で12.4ポイント増加、高校卒で4.4ポイント減少している。

(参考資料第14表)

エ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）については73.9%（昨年70.4%）、管理職（課長級）については67.6%（同63.2%）となっており、昨年と比べてそれぞれ3.5ポイント、4.4ポイント増加している。

一方、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）については94.1%（昨年92.5%）、管理職（課長級）については88.3%（同82.7%）となっている。また、昇給額を昨年と比べて増額した事業所の割合は、それぞれ36.9%（昨年31.1%）、33.1%（同27.2%）となっている。

(参考資料第15表・第16表)

3 職員給与と民間給与との比較

本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間にあつてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較した。

その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均13,625円（3.40%）下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A－B	(A－B)／B×100
414,482円	400,857円	13,625円	3.40%

(注) 民間給与、職員給与ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.69月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.65月）が民間の特別給の年間支給割合を下回っていた。

(参考資料第18表)

職員の期末手当・勤勉手当と民間の特別給の支給状況

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.69月	4.65月

4 人事院の報告及び勧告における国の改定状況等

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告するとともに、公務員人事管

理に関する報告を行った。あわせて、「職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告」及び「国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出」を行った。

本年の給与改定は、民間の賃金引上げの動きを反映して、月例給及び特別給をともに引き上げる内容となった。月例給については、民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ初任給を引き上げるとともに、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る引上げ改定を行うこととした。また、民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員についても月例給の改善を行うこととした。特別給については、期末手当・勤勉手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げるとともに、特定任期付職員の勤勉手当の見直しを行うこととした。あわせて、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から初任給調整手当を引き上げることとした。

また、転勤に伴う経済的な負担の軽減等として、①転居に関する手当の新設、②広域異動手当の支給割合の引上げ、③特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大を行うこととした。

(参考資料第20表)

5 本年の給与改定

職員の給与の実態並びに職員の給与を決定するための基本的要素となる民間給与、生計費及び人事院勧告等の状況は、以上のとおりである。

これらを総合的に勘案した結果、職員の給与改定について以下のとおり報告する。

(1) 給与改定の基本方針

前記3のとおり、本年4月の時点で、月例給については職員給与が民間給与を13,625円(3.40%)下回るとともに、特別給についても職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ることが判明した。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会としては、民間給与との均衡を図るため、月例給及び特別給について引上げ改定を行うことが適当であると判断した。月例給については、基本的な給与である給料月額の改定を行うこととした。

特別給については、本年の職種別民間給与実態調査の結果に基づき、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう引き上げることとした。

なお、月例給の改定については、本年4月時点の比較に基づき、職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

また、会計年度任用職員の報酬等の改定についても、常勤職員の給与改定の内容を踏まえて適切に対応する必要がある。

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、民間企業の動向や人材確保の重要性を踏まえて初任給を引き上げるとともに、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について昨年を上回る俸給表の改定とした人事院勧告等を踏まえ、初任給を引き上げつつ、中堅層以上の職員について昨年を上回る引上げ改定を行う。また、定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）の基準給料月額についても、民間の再雇用者の状況を考慮して改善することとした人事院勧告を踏まえ、引上げ改定を行う。

併せて、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本として所要の改定を行う。

本県の給料表は、国や他の都道府県との均衡から給料表の構造は国の俸給表に準じた上で、給料月額に調整のための率を乗じ、改定してきた。本年の改定に当たっては、人事院が勧告した俸給表に準じた改定のみを行っても、なお相当程度の較差が残ることとなる。本委員会としては、適正な給与水準を維持するため、人事院が勧告した俸給表に本年の公民較差に基づき算出した率による調整を行うことが必要であると判断した。

そのため、給料月額は、人事院が勧告した俸給表に準じた給料表の額に100分の102.21（医療職給料表（一）にあつては100分の100.82）を乗じて得た額とする。

イ 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当については、国の改定状況を踏まえ、支給月額の限度を引き上げる。

ウ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、0.05月単位で改定を行ってきていることから、支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とする。支給月数の引上げ分については、期末手当・勤勉手当に均等に割り振ることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員等及び特定任期付職員の期末手当・勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げる。

エ 諸手当等

次の手当等の算定の基礎となる給料月額は、給料表の額に100分の100.82を乗じて得た額とする。

(ア) 給料の調整額

(イ) 特勤勤務手当等

(ウ) 期末手当・勤勉手当（管理又は監督の地位にある職員に加算する額に限る。）

(エ) 農林業普及指導手当

Ⅱ 給与制度の改正等

1 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

(1) 転居に関する手当の新設及び単身赴任手当の加算額の見直し

本年の人事院勧告では、転居を伴う転勤による経済的負担が、単身赴任の有無などの転勤形態にかかわらず生じ得ることを踏まえ、その負担を軽減し、異動の円滑化を図るため、現行の単身赴任手当の加算額を見直すとともに、転居を伴う転勤をした職員を広く支給対象とする手当を新設することとされた。

転居を伴う転勤による経済的負担を軽減する必要性は、本県においても国と同様である。しかしながら、国において新設が予定される当該手当については、現行の関係法令上、地方公共団体が直ちに国と同様の取扱いを行うことはできない状況にある。

このため、今後、当該手当の支給に必要な法令上の措置が講じられた場合には、本県においても同様の手当を新設するとともに単身赴任手当の加算額を見直す必要がある。

(2) 特地勤務手当に準ずる手当

本年の人事院勧告では、転勤を敬遠する傾向や、転勤に応じるとしても都市部等の希望に合う地域を望む傾向が高まる中で、へき地等の生活が不便な場所に所在する官署の人員確保はますます困難となってきたことから、異動の円滑化を図るために特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署を拡大することとされた。

本県においても、特地勤務手当に準ずる手当について国に準じて支給対象となる公署の指定基準の見直しを行う。

なお、学校職員に支給されるへき地手当に準ずる手当等についても今後の国における法令の整備の状況を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

2 宿日直手当

本県における宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、国に準じて手当額の引上げを行う。

3 通勤手当

国においては、月途中に採用された職員等の通勤手当について、令和8年10月に改正が行われた。

本県においても、職員の通勤状況や国の制度改正の内容等を踏まえ、通勤手当の取扱いについて見直しの検討を進め、適切に対

応する必要がある。

4 特殊勤務手当

本手当は、勤務に伴う負担等の特殊性に応じて支給すべきものである。このため、社会情勢の変化や技術の進歩等により特殊性が薄れている業務については廃止し、災害の頻発化等により職員の負担等が増加している業務については再評価を行い、見直しを図る必要がある。国及び他の都道府県の支給状況も踏まえ、本委員会において検討した結果、次のとおり必要な措置を講ずることが適当であると判断した。

(1) 廃止することが適当であると認められる手当

- ア 遺体取扱手当のうち解剖を補助するために遺体を取り扱う作業に係るもの
- イ 警察業務手当のうち警察本部において行う通信指令に係るもの
- ウ 警察業務手当のうち道路上で行う自動車運転免許の技能試験に係るもの
- エ 警察業務手当のうち警察職員が凶悪犯罪に係る犯罪の捜査、被疑者の逮捕又は犯罪現場における犯罪鑑識の業務に従事したときの手当の加算額

(2) 支給内容を見直すことが適当であると認められる手当

- ア 防疫業務手当
鳥インフルエンザ及び豚熱のまん延を防止するために行う業務で、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める業務に従事した場合について、増額することが適当である。
- イ 災害応急作業等手当
国の規定に準じた額に増額することが適当である。
- ウ 警察業務手当
 - (ア) 私服員が主として従事する犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕に係るもの
増額することが適当である。
 - (イ) 指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識に係るもの
支給区分を①犯罪現場における犯罪鑑識業務と②犯罪現場以外における犯罪鑑識業務に区分し、手当額を①犯罪現場における犯罪鑑識業務は増額し、②犯罪現場以外における犯罪鑑識業務は減額することが適当である。
 - (ウ) 留置施設における看守又は被疑者（被告人その他法律により拘禁されている者を含む。）の護送に係るもの

増額することが適当である。

- (エ) 交通の頻繁な箇所で行う交通事故処理に係るもの

支給区分を①高速道路における交通事故処理と②高速道路以外における交通事故処理に区分し、手当額をそれぞれ増額するとともに、夜間（日没時から日出時までの間をいう。）に従事したときは、加算して手当を支給することが適当である。

- (オ) 警ら業務に係るもの

増額することが適当である。

- (カ) 銃器若しくはその疑いのある物が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行う被疑者の逮捕、警戒等の業務に係るもの

増額し、使用物件にクロスボウを加えることが適当である。

- (キ) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える業務に係るもの

手当額、支給区分及び支給要件を国の規定に準じたものとするが適当である。

- (ク) 爆発物の解体、爆破等の処理に係る作業に係るもの

増額することが適当である。

- (ケ) 遺体取扱作業に係るもの

増額することが適当である。

- (コ) 正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他特別な事情の下で行う犯罪の予防若しくは捜査、被疑者の逮捕、犯罪鑑識、交通の指導取締り若しくは事故処理又は爆発物の処理の業務に係るもの

増額し、業務に従事した時間にかかわらず一律の額とすることが適当である。

なお、今後も適宜業務内容の特殊性の評価を行い、県民の理解が得られるものとなっているかという観点も踏まえ、引き続き見直しを行っていく必要がある。

5 初任給等に関する諸制度の見直し

国においては、令和8年4月に在級期間表の廃止及びこれに関連する初任給等に関する諸制度の改正がなされた。

本県においても、令和8年4月に級別資格基準表を廃止したところであり、引き続きこれに関連する初任給等に関する諸制度の見直しについて、国における見直しを踏まえ、適切に対応していく必要がある。

6 特定任期付職員の勤勉手当の支給総額

本年の人事院勧告では、特定任期付職員の勤勉手当の支給は、各府省に所属する職員の区分ごとに、職員数に基づき算定される法定の支給総額の範囲内で行う必要があり、多くの府省において、特定任期付職員は少数であることから、その支給総額の範囲内では、特に高い業績を挙げた特定任期付職員であっても、高い成績率を適用することが困難な状況にあるとされた。これを踏まえ、人事院の承認を得た場合には、現行の支給総額を超えて支給することができるように見直すこととされた。

本県においても、国に準じて特定任期付職員の勤勉手当の支給総額について見直しを行う。

7 教育職員の給与

(1) 給料の調整額

文部科学省の中央教育審議会は、令和6年8月27日に取りまとめた答申「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）において、特別支援学級等の教師に支給される給料の調整額について、「通常の学級にも特別支援教育の対象となる子供たちが在籍していることを踏まえると、特別支援学級等の教師のみを対象とするよりも、通常の学級を含め学級担任として指導している教師や特別支援教育コーディネーター等の組織的対応を担う教師が、その職務に応じ適切に処遇されるよう、国において、給料の調整額による処遇の在り方を含め、検討を進めることが考えられる。」としている。

この答申を受け、国において予算上の見直しが行われ、令和9年1月から特別支援学級等の教師に支給される給料の調整額の4分の1相当が縮減されることとなった。本県においても、職務や勤務の状況に応じた給与という観点から、国の方針を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(2) 主務教諭

令和7年6月に学校教育法（昭和22年法律第26号）が改正され、令和8年4月から主務教諭を設置できることとなった。同法において、主務教諭は教諭その他の職員間における総合的な調整を行うものとされている。

本県においては、今後も法令の趣旨や他の都道府県の状況等に留意しつつ、引き続き対応について検討を進めていく必要がある。

8 会計年度任用職員

厚生労働省は同一労働同一賃金ガイドラインを改正し、令和8年10月から適用している。同ガイドラインは公務員に直接適用されるものではないが、こうした動向を踏まえ、人事院は令和8年7月に国家公務員の非常勤職員の給与に関する指針を改正し、任

期が相当程度長期にわたる非常勤職員について、扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努める旨を明記した。

本県においても、国の動向等を踏まえつつ、任命権者において会計年度任用職員に対する諸手当の支給の要否について整理・検討し、その結果に応じて適切に対応する必要がある。

Ⅲ 勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するため、月例給及び特別給を引き上げる内容となった。

民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、その努力や成果に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、県行政の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告のとおり実施されるよう要請する。あわせて、別紙第3の意見について必要な措置をとられるよう要請する。

別紙第2

勸 告

職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）の適用を受ける職員の給与について、次のように勧告する。

I 公民給与較差に基づく給与改定

1 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表について

ア 令和8年4月1日以降の給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ 令和9年1月1日以降の給料表

Iの1の(1)のアによる改定後の給料表のうち教育職給料表（一）及び教育職給料表（二）の備考を次のとおり改めること。

(ア) 教育職給料表（一）

備考

- 1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に15,400円を、同じく4級である職員は7,700円をそれぞれ加算する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額（その職務の級が3級及び4級である職員については、備考1の額をそれぞれ加算した額）に100分の102.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(イ) 教育職給料表（二）

備考

- 1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に15,600円を、同じく4級である職員は8,100円をそれぞれ加算する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額（その職務の級が3級及び4級である職員については、備考1の額をそれぞれ加算した額）に100分の102.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを

切り捨てた額) とする。

(2) 諸手当について

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を311,600円とすること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占めるものに対する支給月額の限度を52,600円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 基礎額

期末手当及び勤勉手当において、管理又は監督の地位にある職員に加算する額の算定の基礎となる給料月額、別記第1の給料表の額に100分の100.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とすること。

(イ) 令和8年12月期の支給割合

a b以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分（定年再任用短時間勤務職員及び定年再任用短時間勤務学校職員にあっては、0.7375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（定年再任用短時間勤務職員及び定年再任用短時間勤務学校職員にあっては、0.5375月分）とすること。

b 特定幹部職員及び教育四級職員

期末手当の支給割合を1.0875月分（定年再任用短時間勤務職員及び定年再任用短時間勤務学校職員にあっては、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2875月分（定年再任用短時間勤務職員及び定年再任用短時間勤務学校職員にあっては、0.6375月分）とすること。

(ロ) 令和9年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年再任用短時間勤務職員及び定年再任用短時間勤務学校職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年再任用短時間勤務職員及び定年再任用短時間勤務学校職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

b 特定幹部職員及び教育四級職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

ウ 農林業普及指導手当について

農林業普及指導手当の算定の基礎となる給料月額、別記第1の給料表の額に100分の100.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表について

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

(3) 農林業普及指導手当について

農林業普及指導手当の算定の基礎となる給料月額、別記第2の給料表の額に100分の100.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表について

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること

イ 令和9年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

ウ 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、国に準じて見直すこと。

(3) 農林業普及指導手当について

農林業普及指導手当の算定の基礎となる給料月額、別記第3の給料表の額に100分の100.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とすること。

II 給与制度の改正

1 転居に関する手当等について

(1) 地方公務員への支給に必要な法令上の措置が講じられた場合には、新たに転居に関する手当を設けること。また、これに伴い、単身赴任手当の加算額を廃止すること。

(2) 転居に関する手当の支給に関し、国に準じて必要な事項を定めること。

2 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,000円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は24,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円（勤務時間が通常の勤務日の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,500円、36,000円、12,000円）とすること。

III 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(2)のイの(イ)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和8年12月1日から、Iの1の(1)のイについては令和9年1月1日から、Iの1の(2)のイの(ウ)、2の(2)のイ並びに3の(2)のイ及びウについては令和9年4月1日から実施すること。

また、Ⅱの１については、必要な法令上の措置が講じられた場合には、令和９年４月１日から実施すること。

２ 転居に関する手当の支給に関する経過措置

Ⅱの１の改定に伴い、転居に関する手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

３ 単身赴任手当の加算額の支給に関する経過措置

Ⅱの１の改定に伴い、単身赴任手当の加算額の支給に関し所要の措置を講ずること。

別記第1
行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700	584,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400	591,700
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500	597,600
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700	602,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100	606,400
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300	609,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200	611,700
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700	613,600
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700	
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300			
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800			
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300			
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800			
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100			
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400			
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600			
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800			
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100			
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400			
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600			
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800			
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600			
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400			
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200			
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800			
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400			
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000			
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600			
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300			
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100			
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500			
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200			
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700			
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100			
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500			
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900			
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300			
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200			
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500			
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800			
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100			
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400			

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700			
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800				
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100				
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400				
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600				
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900				
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100				
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400				
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600				
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900				
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200				
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500				
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700				
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000				
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300				
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500				
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700				
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000				
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300				
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500				
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700				
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000				
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300				
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500				
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700				
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000				
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300				
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500				
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700				
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400					
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700					
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900					
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100					
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400					
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700					
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900					
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100					
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400					
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700					
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900					
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100					
	86	275,500	315,300	366,500							
	87	275,800	315,600	366,900							
	88	276,100	315,900	367,300							
	89	276,400	316,200	367,500							
	90	276,700	316,500	367,900							
	91	277,000	316,800	368,300							
	92	277,300	317,100	368,700							

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	93	277,600	317,300	368,900							
	94		317,500	369,200							
	95		317,800	369,600							
	96		318,200	369,900							
	97		318,400	370,200							
	98		318,700	370,600							
	99		319,000	371,000							
	100		319,400	371,400							
	101		319,600	371,900							
	102		319,900	372,300							
	103		320,200	372,700							
	104		320,500	373,100							
	105		320,700	373,600							
	106		321,000	374,000							
	107		321,300	374,300							
	108		321,600	374,600							
	109		321,800	375,000							
	110		322,100								
	111		322,500								
	112		322,800								
	113		323,000								
	114		323,200								
	115		323,500								
	116		323,900								
	117		324,100								
	118		324,300								
	119		324,600								
	120		324,900								
	121		325,200								
	122		325,400								
	123		325,700								
	124		326,000								
	125		326,300								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600	586,200

備考

1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第5項に規定する職員を除く。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の102.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

公安職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100	
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600	
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100	
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400	
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100	
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700	
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300	
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700	
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400	
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100	
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700	
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100	
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800	
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500	
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200	
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600	
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100	
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700	
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300	
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900	
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600	
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100	
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600	
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100	
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400	
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700	
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100	
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400	
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600	
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900	
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100	
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400	
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600	
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800	
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000	
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400	
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200		
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500		
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000			
50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300			
51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600			
52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900			
53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100			
54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400			
55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600			
56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900			
57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100			
58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400			
59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700			
60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900			
61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100			
62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400			
63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700			
64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000			
65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200			
66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500			
67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800			
68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100			
69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300			
70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600			
71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900			
72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200			
73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400			
74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000				
75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300				
76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500				
77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700				
78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000				
79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300				
80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500				
81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700				
82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000				
83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300				
84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500				
85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700				
86	323,400	342,400	367,600	411,100						
87	324,100	343,400	369,100	411,700						
88	324,800	344,400	370,500	412,300						
89	325,500	345,300	371,800	412,600						
90	326,100	346,600	373,000	413,100						
91	326,800	347,800	374,200	413,600						
92	327,500	349,000	375,500	414,100						
93	328,000	350,200	376,800	414,500						
94	328,700	351,500	378,300	414,900						
95	329,600	352,700	379,800	415,400						
96	330,400	353,900	381,200	415,900						
97	331,100	355,100	382,500	416,300						
98	331,900	356,400	383,700	416,800						
99	332,700	357,600	384,800	417,300						
100	333,500	358,800	386,000	417,700						

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
101	334,400	360,200	387,100	418,000						
102	335,400	361,100	388,200	418,400						
103	336,400	362,100	389,300	418,800						
104	337,300	363,200	390,400	419,100						
105	338,100	364,300	391,600	419,400						
106	338,700	365,400	392,100	419,900						
107	339,300	366,400	392,700	420,400						
108	339,900	367,400	393,300	420,900						
109	340,400	368,600	393,900	421,200						
110	340,900	369,600	394,400	421,700						
111	341,300	370,600	394,800	422,200						
112	341,800	371,500	395,300	422,700						
113	342,600	372,400	395,700	423,000						
114	343,200	373,300	396,100	423,500						
115	343,900	374,200	396,600	424,000						
116	344,500	375,200	397,100	424,500						
117	345,100	376,200	397,500	424,900						
118	345,800	376,600	398,000	425,400						
119	346,500	377,200	398,600	425,800						
120	347,200	377,800	399,100	426,300						
121	347,800	378,100	399,300	426,700						
122	348,100	378,500	399,800							
123	348,600	378,900	400,300							
124	349,100	379,300	400,700							
125	349,400	379,700	401,200							
126		380,100	401,700							
127		380,500	402,200							
128		380,900	402,700							
129		381,300	403,000							
130		381,700	403,500							
131		382,100	404,000							
132		382,500	404,500							
133		382,700	404,800							
134		383,200	405,300							
135		383,500	405,700							
136		383,800	406,100							
137		384,100	406,400							
138		384,500	406,800							
139		385,000	407,300							
140		385,500	407,800							
141		385,800	408,100							
142		386,300								
143		386,800								
144		387,300								
145		387,600								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		277,300	290,300	295,200	330,500	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800

備考

- この表は、警察官に適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の102.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	535,000
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	542,900
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	550,700
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	557,800
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	563,100
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	567,600
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	570,600
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	572,600
	15	230,700	288,100	375,000	421,700	
	16	232,500	290,300	376,000	423,200	
	17	234,200	292,500	377,300	424,700	
	18	236,000	294,800	378,500	426,300	
	19	237,800	297,200	379,700	427,900	
	20	239,600	299,600	380,900	429,600	
	21	241,500	301,900	382,100	430,800	
	22	243,300	304,100	383,300	432,200	
	23	245,000	306,200	384,400	433,600	
	24	246,700	308,300	385,400	434,900	
	25	248,400	310,400	386,500	436,200	
	26	250,500	312,300	387,500	437,500	
	27	252,400	314,200	388,400	439,000	
	28	254,300	316,100	389,400	440,500	
	29	256,200	318,000	390,300	441,700	
	30	257,400	319,500	391,000	442,900	
	31	258,500	321,100	391,800	444,500	
	32	259,600	322,600	392,500	446,000	
	33	261,000	324,100	393,100	447,300	
	34	262,300	325,600	393,800	448,700	
	35	263,700	327,100	394,500	450,100	
	36	265,100	328,600	395,300	451,500	
	37	266,500	330,000	396,000	452,900	
	38	268,000	331,000	396,700	454,300	
	39	269,500	331,900	397,500	455,700	
	40	271,100	332,700	398,200	457,100	
	41	272,500	333,400	399,000	458,200	
	42	273,800	333,900	400,100	459,500	
	43	275,200	334,400	401,300	460,900	
	44	276,600	334,800	402,500	462,200	

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	278,100	335,200	403,200	463,000	
	46	279,400	335,700	404,200	463,800	
	47	280,700	336,200	405,000	464,700	
	48	281,900	336,600	405,700	465,600	
	49	283,100	337,000	406,400	466,400	
	50	284,200	337,400	407,100	467,200	
	51	285,300	337,800	407,700	467,800	
	52	286,400	338,300	408,300	468,600	
	53	287,400	338,700	408,900	469,000	
	54	288,500	339,100	409,600	469,600	
	55	289,500	339,500	410,400	470,100	
	56	290,500	339,900	411,200	470,600	
	57	291,500	340,300	411,800	471,100	
	58	292,200	340,600	412,600	471,700	
	59	292,700	341,000	413,300	472,200	
	60	293,300	341,400	414,000	472,700	
	61	293,900	341,800	414,600	473,200	
	62	294,500	342,300	415,300		
	63	295,100	342,900	415,900		
	64	295,700	343,400	416,600		
	65	296,300	343,800	417,300		
	66	296,800	344,400	417,900		
	67	297,400	344,900	418,500		
	68	297,900	345,500	419,200		
	69	298,500	346,000	419,900		
	70	299,200	346,500	420,400		
	71	299,800	346,900	421,000		
	72	300,400	347,500	421,600		
	73	301,100	348,000	422,100		
	74	301,700	348,500	422,700		
	75	302,300	349,100	423,300		
	76	303,000	349,800	423,800		
	77	303,700	350,400	424,300		
	78	304,400	350,800	424,800		
	79	305,100	351,500	425,300		
	80	305,600	352,200	426,000		
	81	306,200	352,800	426,400		
	82	306,900	353,500			
	83	307,600	354,100			
	84	308,200	354,700			
	85	308,700	355,200			
	86	309,400	355,700			
	87	310,100	356,100			
	88	310,700	356,400			
	89	311,200	356,700			
	90	311,800	357,200			
	91	312,500	357,500			
	92	313,100	357,900			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	313,700	358,200			
	94	314,200	358,500			
	95	314,800	358,900			
	96	315,300	359,300			
	97	315,600	359,800			
	98	316,000	360,300			
	99	316,400	360,800			
	100	316,900	361,300			
	101	317,300	361,800			
	102	317,600	362,300			
	103	317,900	362,700			
	104	318,200	363,200			
	105	318,600	363,600			
	106	318,900	364,000			
	107	319,300	364,500			
	108	319,600	364,900			
	109	319,800	365,400			
	110	320,200	365,800			
	111	320,500	366,200			
	112	320,700	366,600			
	113	321,000	367,100			
	114	321,300	367,500			
	115	321,600	367,900			
	116	321,900	368,300			
	117	322,100	368,800			
	118	322,400	369,200			
	119	322,600	369,600			
	120	322,900	370,000			
	121	323,200	370,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		250,200	296,600	324,600	371,700	435,900

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会
が定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の102.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたとき
は、これを切り捨てた額）とする。

医 療 職 給 料 表
イ 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	
	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	
	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員					

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
	56	430,200	506,900	565,300	
	57	430,500	507,200	566,100	
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500	573,600	
	67		513,100	574,500	
	68		513,600	575,400	
	69		514,100	576,200	
	70		514,600	577,100	
	71		515,100	578,000	
	72		515,600	578,900	
	73		516,000	579,700	
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		339,500	386,200	446,500	528,200

備考

1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額に、この表の額に100分の100.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ロ 医療職給料表（2）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600	507,500
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600	508,900
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600	510,200
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500	511,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300	512,800
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000	514,200
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600	515,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100	516,800
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600	518,200
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900	519,500
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200	520,900
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500	522,300
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800	523,700
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000	524,800
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200	525,900
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300	527,100
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500	528,200
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600	529,100
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800	530,000
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000	530,900
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100	531,900
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900	
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300	
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000	
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500	
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900	
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300	
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700	
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100	
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500	
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800	
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100	
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400	
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700	
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000	
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300	
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600	
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500		
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800		
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100		

職員の 区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員			円	円	円	円	円	円	円	円
	41		261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400		
	42		262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700		
	43		262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000		
	44		263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300		
	45		263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500		
	46		264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800		
	47		264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100		
	48		265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400		
	49		265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600		
	50		265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800		
	51		266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100		
	52		266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400		
	53		267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600		
	54		267,500	297,300	332,900	357,900	403,800			
	55		267,800	298,000	333,800	358,600	404,500			
	56		268,100	298,600	334,800	359,500	405,100			
	57		268,400	299,300	335,700	360,200	405,500			
	58		268,700	300,100	336,500	360,500	406,000			
	59		269,000	300,800	337,500	360,900	406,600			
	60		269,300	301,400	338,400	361,500	407,200			
	61		269,600	301,900	339,300	362,100	407,600			
	62		269,900	302,600	340,000	362,800	408,100			
	63		270,200	303,300	340,700	363,500	408,600			
	64		270,500	303,900	341,300	364,100	409,100			
	65		270,800	304,400	341,900	364,800	409,700			
	66		271,100	305,000	342,600	365,300	410,200			
	67		271,400	305,700	343,200	365,900	410,800			
	68		271,700	306,400	343,800	366,500	411,400			
	69		272,000	307,000	344,400	366,800	411,900			
	70		272,300	307,500	344,600	367,300	412,400			
	71		272,600	308,100	345,000	367,700	412,800			
	72		272,800	308,600	345,500	368,200	413,200			
	73		273,000	309,200	346,100	368,700	413,500			
	74		273,300	309,600	346,600	369,200	414,000			
	75		273,600	309,900	347,100	369,700	414,400			
	76		273,800	310,200	347,500	370,100	414,800			
	77		274,000	310,500	348,100	370,400	415,200			
	78		274,300	310,800	348,600	370,700				
	79		274,600	311,000	349,000	370,900				
	80		274,800	311,300	349,500	371,200				
	81		275,000	311,600	350,000	371,700				
	82		275,300	311,800	350,300	372,000				
	83		275,600	312,100	350,500	372,300				
	84		275,800	312,400	350,800	372,600				

職員の 区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円	円	円
	85		276,000	312,600	351,200	373,000				
	86			312,800	351,600	373,300				
	87			313,000	351,900	373,600				
	88			313,200	352,200	373,900				
	89			313,600	352,500	374,300				
	90			313,800	352,700	374,600				
	91			314,000	353,100	374,800				
	92			314,200	353,400	375,100				
	93			314,600	353,600	375,400				
	94			314,800	353,900	375,800				
	95			315,000	354,200	376,200				
	96			315,300	354,400	376,600				
	97			315,600	354,600	377,100				
	98			315,800	354,900	377,500				
	99			316,000	355,200	377,900				
	100			316,300	355,400	378,300				
	101			316,600	355,600	378,800				
	102			316,800	355,800					
	103			317,000	356,200					
	104			317,300	356,400					
	105			317,600	356,600					
	106				356,900					
	107				357,300					
	108				357,700					
	109				357,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員			基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
			円	円	円	円	円	円	円	円
			219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700	484,100

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の102.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ハ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,600	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300	
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300	
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700	
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300	
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800	
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200	
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700	
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200	
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600	
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900	
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200	
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600	
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700		
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400		
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000		

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600		
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200		
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900		
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500		
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200		
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700		
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300		
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800		
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200		
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800		
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200		
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500		
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800		
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300		
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700		
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000		
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300		
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800		
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300		
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700		
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000		
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400		
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900		
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300		
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700		
	86	306,200	333,100	371,800	391,500			
	87	306,700	334,100	372,600	392,100			
	88	307,200	335,100	373,400	392,600			
	89	307,600	336,000	374,000	392,900			
	90	308,100	337,000	374,600	393,400			
	91	308,600	338,000	375,200	393,700			
	92	309,100	339,000	375,800	394,000			
	93	309,600	339,800	376,200	394,600			
	94	309,900	340,500	376,600	395,100			
	95	310,400	341,200	377,100	395,600			
	96	310,900	341,800	377,500	396,100			
	97	311,400	342,200	378,000	396,700			
	98	311,900	342,500	378,400	397,200			
	99	312,300	343,000	378,900	397,700			
	100	312,700	343,600	379,300	398,100			
	101	313,100	344,000	379,600	398,700			
	102	313,500	344,500	380,100	399,200			
	103	313,900	345,100	380,400	399,700			
	104	314,200	345,600	380,700	400,200			
	105	314,500	346,000	381,100	400,800			
	106	314,900	346,500	381,600	401,200			
	107	315,300	347,000	382,100	401,700			
	108	315,600	347,500	382,600	402,200			
	109	315,800	347,900		383,100			
	110	316,100	348,200		383,600			
	111	316,300	348,500		384,100			
	112	316,600	348,800		384,500			
	113	316,900	349,100		384,900			
	114	317,100	349,500		385,300			
	115	317,400	349,800		385,800			
	116	317,600	350,100		386,300			
	117	317,900	350,300		386,700			
	118	318,100	350,600		387,200			
	119	318,400	350,900		387,700			
	120	318,700	351,100		388,200			
	121	319,000	351,300		388,500			
	122	319,300	351,600					
	123	319,600	351,900					
	124	319,900	352,200					

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	125	円 320,100	円 352,400	円	円	円	円	円
	126	320,300	352,700					
	127	320,600	353,000					
	128	321,000	353,200					
	129	321,200	353,400					
	130	321,500	353,600					
	131	321,800	353,900					
	132	322,200	354,100					
	133	322,400	354,400					
	134	322,700	354,800					
	135	323,000	355,200					
	136	323,300	355,600					
	137	323,500	355,900					
	138	323,800	356,300					
	139	324,100	356,700					
	140	324,400	357,100					
	141	324,600	357,400					
	142	324,900	357,800					
	143	325,300	358,100					
	144	325,600	358,500					
	145	325,800	358,800					
	146	326,000	359,200					
	147	326,300	359,600					
	148	326,600	360,000					
	149	326,800	360,300					
	150	327,000	360,700					
	151	327,300	361,100					
	152	327,600	361,500					
	153	328,000	361,800					
	154	328,200						
	155	328,400						
	156	328,700						
	157	329,000						
	158	329,300						
	159	329,600						
	160	329,900						
	161	330,300						
	162	330,600						
	163	330,900						
	164	331,200						
	165	331,600						
	166	331,900						
	167	332,200						
	168	332,500						
	169	332,900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700	

備考

1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の102.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

教育職給料表
イ 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	270,400	344,100	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	346,000	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	347,900	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	349,700	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	351,400	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	353,300	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	355,200	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	357,000	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	358,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	360,900	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	362,800	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	364,600	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	366,400	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	368,100	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	369,700	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	371,300	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	372,900	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	374,300	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	375,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	376,800	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	378,200	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	379,800	433,500	508,000
	23	268,100	305,600	381,400	434,900	508,600
	24	269,300	307,800	382,900	436,200	509,300
	25	270,500	309,900	384,400	437,800	509,900
	26	271,700	311,800	386,100	439,200	510,500
	27	272,900	313,700	387,700	440,500	511,100
	28	274,100	315,500	389,200	441,900	511,800
	29	275,200	317,400	390,800	443,300	512,400
	30	276,200	319,300	392,400	444,600	513,000
	31	277,300	321,100	394,000	446,100	513,600
	32	278,300	322,800	395,600	447,600	514,300
	33	279,400	324,500	397,200	449,200	514,900
	34	280,500	326,300	398,800	450,600	515,500
	35	281,700	328,000	400,300	452,200	516,100
	36	283,000	329,700	401,800	453,700	516,800
	37	284,200	331,400	403,300	455,400	517,400
	38	285,300	333,200	404,800	456,900	518,000
	39	286,500	335,000	406,300	458,500	518,600
	40	287,600	336,700	407,700	460,100	519,300
	41	288,900	338,100	409,000	461,600	519,900
	42	289,900	340,000	410,500	463,100	520,500
	43	290,900	341,800	411,900	464,300	521,100
	44	291,800	343,500	413,300	465,500	521,800
	45	292,400	345,300	414,800	466,700	522,400
	46	293,200	347,200	416,400	468,000	
	47	294,000	348,900	418,000	469,200	
	48	294,800	350,700	419,400	470,400	
	49	295,500	352,500	420,600	471,500	
	50	296,300	354,300	422,000	472,700	
	51	297,000	356,000	423,400	473,900	
	52	297,800	357,700	424,700	475,100	
	53	298,600	359,400	425,900	476,300	
	54	299,400	360,800	427,100	477,500	
	55	300,100	362,200	428,400	478,700	
	56	300,900	363,700	429,700	479,900	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員 以外の 学校職 員		円	円	円	円	円
	57	301,600	365,300	431,000	481,000	
	58	302,200	366,900	432,300	481,600	
	59	303,000	368,400	433,700	482,100	
	60	303,800	370,000	434,900	482,600	
	61	304,500	371,600	436,100	483,100	
	62	305,100	373,200	437,500	483,700	
	63	305,900	374,800	438,900	484,200	
	64	306,500	376,300	440,200	484,700	
	65	307,500	377,900	441,400	485,200	
	66	308,300	379,500	442,600	485,800	
	67	309,000	381,100	443,900	486,300	
	68	309,700	382,600	445,300	486,800	
	69	310,400	384,100	446,600	487,300	
	70	311,100	385,700	447,800	487,900	
	71	311,800	387,100	448,800	488,400	
	72	312,500	388,600	450,000	488,900	
	73	313,200	390,100	451,200	489,400	
	74	313,900	391,700	452,300	490,000	
	75	314,600	393,300	453,500	490,500	
	76	315,200	394,800	454,500	491,000	
	77	315,800	396,200	455,600	491,500	
	78	316,500	397,600	456,600	492,100	
	79	317,200	399,000	457,600	492,600	
	80	317,800	400,300	458,600	493,100	
	81	318,400	401,600	459,500	493,600	
	82	319,000	403,000	460,300	494,200	
	83	319,700	404,300	461,100	494,700	
	84	320,400	405,600	461,900	495,200	
	85	321,100	406,700	462,600	495,700	
	86	321,900	408,100	463,000		
	87	322,600	409,400	463,400		
	88	323,200	410,700	463,800		
	89	323,900	411,900	464,200		
	90	324,700	413,200	464,500		
	91	325,400	414,300	464,800		
	92	326,200	415,500	465,000		
	93	326,700	416,700	465,300		
	94	327,400	417,800	465,600		
	95	328,100	419,000	465,900		
	96	328,800	420,200	466,100		
	97	329,400	421,600	466,300		
	98	330,000	422,600	466,600		
	99	330,800	423,600	466,900		
	100	331,500	424,600	467,100		
	101	332,300	425,500	467,300		
	102	333,100	426,500	467,600		
	103	334,000	427,600	467,900		
	104	334,800	428,700	468,100		
	105	335,400	429,400	468,300		
	106	336,200	430,300			
	107	337,000	431,200			
	108	337,800	432,100			
	109	338,400	432,900			
	110	338,800	433,700			
	111	339,100	434,500			
	112	339,600	435,300			
	113	340,100	435,900			
	114	340,500	436,600			
	115	340,900	437,300			
	116	341,300	438,000			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	117	341,800	438,600			
	118	342,300	439,100			
	119	342,700	439,400			
	120	343,200	439,700			
	121	343,700	440,000			
	122	344,100	440,300			
	123	344,500	440,600			
	124	345,000	440,800			
	125	345,500	441,000			
	126	345,800	441,300			
	127	346,100	441,600			
	128	346,400	441,800			
	129	346,600	442,000			
	130	346,900	442,300			
	131	347,200	442,600			
	132	347,400	442,800			
	133	347,600	443,000			
	134	347,800	443,300			
	135	348,000	443,600			
	136	348,300	443,800			
	137	348,600	444,000			
	138	348,800	444,300			
	139	349,100	444,600			
	140	349,400	444,800			
	141	349,600	445,000			
	142	349,800	445,300			
	143	350,100	445,600			
	144	350,300	445,800			
	145	350,600	446,000			
	146	350,800	446,300			
	147	351,100	446,600			
	148	351,400	446,800			
	149	351,600	447,000			
	150	351,800				
	151	352,100				
	152	352,400				
	153	352,600				
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		268,200	313,100	345,700	376,600	471,600

備考

- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員は11,500円を、4 級である職員は3,800円をこの表の額にそれぞれ加算する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が 3 級及び 4 級である職員については、備考 1 の額をそれぞれ加算した額）に100分の102.21を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ロ 教育職給料表（２）

職員の 区分	職務の級	１ 級	２ 級	特２級	３ 級	４ 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	344,100	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	346,000	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	347,900	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	349,700	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	351,400	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	353,300	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	355,200	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	357,000	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	358,900	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	360,900	387,400	472,000
	11	245,700	267,200	362,800	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	364,600	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	366,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	368,100	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	369,700	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	371,300	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	372,900	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	374,300	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	375,600	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	376,800	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	378,200	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	379,600	402,100	481,900
	23	268,100	283,100	381,000	403,300	482,400
	24	269,300	284,300	382,300	404,400	482,900
	25	270,500	285,600	383,600	405,400	483,400
	26	271,600	287,300	385,100	406,500	483,800
	27	272,700	289,000	386,500	407,600	484,300
	28	273,800	290,700	387,800	408,700	484,800
	29	275,000	292,400	389,000	409,800	485,300
	30	276,100	294,400	390,400	411,000	485,700
	31	277,200	296,600	391,700	412,100	486,200
	32	278,200	298,900	393,000	413,200	486,700
	33	279,300	301,100	394,300	414,200	487,200
	34	280,300	303,300	395,400	415,300	487,600
	35	281,300	305,600	396,500	416,500	488,100
	36	282,400	307,800	397,700	417,700	488,600
	37	283,600	309,900	398,900	418,800	489,100
	38	284,500	311,800	400,000	420,100	
	39	285,500	313,700	401,200	421,200	
	40	286,600	315,500	402,300	422,300	
	41	287,800	317,400	403,400	423,400	
	42	288,900	319,300	404,500	424,700	
	43	290,000	321,100	405,700	425,700	
	44	291,100	322,800	406,800	426,800	
	45	292,000	324,500	407,900	428,000	
	46	292,800	326,300	409,100	429,200	
	47	293,600	328,000	410,300	430,400	
	48	294,400	329,700	411,400	431,600	
	49	295,000	331,400	412,300	432,700	
	50	295,800	333,200	413,500	433,700	
	51	296,500	335,000	414,500	435,000	
	52	297,200	336,700	415,600	436,200	
	53	298,000	338,100	416,400	437,400	
	54	298,800	340,000	417,500	438,500	
	55	299,400	341,800	418,500	439,600	
	56	300,100	343,500	419,500	440,700	

職員の 区分	職務の級	１ 級	２ 級	特２級	３ 級	４ 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	57	300,800	345,300	420,600	441,700	
	58	301,600	347,200	421,600	442,900	
	59	302,400	348,900	422,700	444,100	
	60	303,000	350,700	423,800	445,300	
	61	303,600	352,500	424,800	445,900	
	62	304,300	354,300	425,900	446,700	
	63	305,000	356,000	427,000	447,400	
	64	305,500	357,700	428,000	447,900	
	65	306,200	359,400	428,900	448,200	
	66	306,900	360,800	429,800	448,500	
	67	307,500	362,200	430,800	448,900	
	68	308,100	363,700	431,800	449,300	
	69	308,800	365,300	432,600	449,600	
	70	309,500	366,800	433,400	450,000	
	71	310,100	368,300	434,100	450,300	
	72	310,800	369,800	434,900	450,600	
	73	311,300	371,200	435,600	450,900	
	74	312,000	372,800	436,200	451,200	
	75	312,700	374,300	436,900	451,500	
	76	313,200	375,700	437,600	451,800	
	77	313,800	377,100	438,200	452,000	
	78	314,500	378,600	438,900	452,300	
	79	315,100	380,100	439,400	452,600	
	80	315,700	381,700	440,000	452,800	
	81	316,200	383,000	440,400	453,000	
	82	316,800	384,300	440,800	453,300	
	83	317,400	385,600	441,100	453,600	
	84	318,000	386,800	441,300	453,800	
	85	318,400	387,900	441,500	454,000	
	86	318,800	389,100	441,800	454,300	
	87	319,300	390,100	442,100	454,600	
	88	319,800	391,200	442,300	454,800	
	89	320,200	392,200	442,500	455,000	
	90	320,600	393,300	442,800	455,300	
	91	321,000	394,400	443,100	455,600	
	92	321,400	395,400	443,300	455,800	
	93	321,700	396,500	443,500	456,000	
	94	322,100	397,600	443,800	456,300	
	95	322,500	398,600	444,100	456,600	
	96	322,800	399,700	444,300	456,800	
	97	323,100	400,700	444,500	457,000	
	98	323,500	401,700	444,800	457,300	
	99	323,800	402,600	445,100	457,600	
	100	324,100	403,500	445,300	457,800	
	101	324,500	404,300	445,500	458,000	
	102	324,800	405,300	445,800	458,300	
	103	325,100	406,100	446,100	458,600	
	104	325,400	407,000	446,300	458,800	
	105	325,600	407,800	446,500	459,000	
	106	325,900	408,700			
	107	326,200	409,600			
	108	326,400	410,500			
	109	326,600	411,300			
	110	326,800	412,300			
	111	327,100	413,200			
	112	327,400	414,100			
	113	327,600	414,700			
	114	327,800	415,600			
	115	328,000	416,500			
	116	328,300	417,400			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	117	328,600	418,200			
	118	328,800	418,900			
	119	329,100	419,700			
	120	329,400	420,500			
	121	329,600	421,100			
	122	329,800	421,800			
	123	330,000	422,500			
	124	330,300	423,100			
	125	330,600	423,700			
	126		424,400			
	127		424,900			
	128		425,500			
	129		426,100			
	130		426,700			
	131		427,200			
	132		427,700			
	133		428,000			
	134		428,300			
	135		428,500			
	136		428,800			
	137		429,100			
	138		429,400			
	139		429,700			
	140		430,000			
	141		430,300			
	142		430,600			
	143		430,900			
	144		431,200			
	145		431,400			
	146		431,700			
	147		432,000			
	148		432,200			
	149		432,400			
	150		432,700			
	151		433,000			
	152		433,200			
	153		433,400			
	154		433,700			
	155		434,000			
	156		434,200			
	157		434,400			
	158		434,700			
	159		435,000			
	160		435,200			
	161		435,400			
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		259,100	310,000	340,900	370,000	460,300

備考

- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員は11,500円を、4 級である職員は4,000円をこの表の額にそれぞれ加算する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が 3 級及び 4 級である職員については、備考 1 の額をそれぞれ加算した額）に100分の102.21を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務学校職員 以外の 学校職員		円	円	円	円	円
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200
	78	274,300	310,800	348,600	370,700	
	79	274,600	311,000	349,000	370,900	
	80	274,800	311,300	349,500	371,200	
	81	275,000	311,600	350,000	371,700	
	82	275,300	311,800	350,300	372,000	
	83	275,600	312,100	350,500	372,300	
	84	275,800	312,400	350,800	372,600	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	85	276,000	312,600	351,200	373,000	
	86		312,800	351,600	373,300	
	87		313,000	351,900	373,600	
	88		313,200	352,200	373,900	
	89		313,600	352,500	374,300	
	90		313,800	352,700	374,600	
	91		314,000	353,100	374,800	
	92		314,200	353,400	375,100	
	93		314,600	353,600	375,400	
	94		314,800	353,900	375,800	
	95		315,000	354,200	376,200	
	96		315,300	354,400	376,600	
	97		315,600	354,600	377,100	
	98		315,800	354,900	377,500	
	99		316,000	355,200	377,900	
	100		316,300	355,400	378,300	
	101		316,600	355,600	378,800	
	102		316,800	355,800		
	103		317,000	356,200		
	104		317,300	356,400		
	105		317,600	356,600		
	106			356,900		
	107			357,300		
	108			357,700		
	109			357,900		
定年前再任用 短時間勤務学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の102.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

事 務 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400	
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700	
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900	
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100	
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400	
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700	
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900	
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100	
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400	
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700	
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900	
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100	
	86	275,500	315,300	366,500			
	87	275,800	315,600	366,900			
	88	276,100	315,900	367,300			
	89	276,400	316,200	367,500			
	90	276,700	316,500	367,900			
	91	277,000	316,800	368,300			
	92	277,300	317,100	368,700			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	93	277,600	317,300	368,900			
	94		317,500	369,200			
	95		317,800	369,600			
	96		318,200	369,900			
	97		318,400	370,200			
	98		318,700	370,600			
	99		319,000	371,000			
	100		319,400	371,400			
	101		319,600	371,900			
	102		319,900	372,300			
	103		320,200	372,700			
	104		320,500	373,100			
	105		320,700	373,600			
	106		321,000	374,000			
	107		321,300	374,300			
	108		321,600	374,600			
	109		321,800	375,000			
	110		322,100				
	111		322,500				
	112		322,800				
	113		323,000				
	114		323,200				
	115		323,500				
	116		323,900				
	117		324,100				
	118		324,300				
	119		324,600				
	120		324,900				
	121		325,200				
	122		325,400				
	123		325,700				
	124		326,000				
	125		326,300				
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の102.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別記第 2

第 5 条第 1 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の102.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第 5 条第 2 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の102.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別記第 3

第 4 条第 1 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の102.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別紙第3

意見

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年埼玉県条例第5号）の改正について、次のように意見を申し出る。

1 改正の内容

(1) 支給区分及び手当額の改正について

現行の特殊勤務手当の支給区分及び額を別記の特殊勤務手当改定額表のとおり改正すること。

(2) 手当の支給範囲の拡大について

警察業務手当のうち銃器若しくはその疑いのある物が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行う被疑者の逮捕、警戒等の業務に係るものについては、クロスボウ（銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第3条第1項に規定するクロスボウをいう。）を使用物件に加えること。

(3) 手当の廃止について

現行の特殊勤務手当のうち次の手当を廃止すること。

- ア 遺体取扱手当のうち解剖を補助するために遺体を取り扱う作業に係るもの
- イ 警察業務手当のうち警察本部において行う通信指令に係るもの
- ウ 警察業務手当のうち道路上で行う自動車運転免許の技能試験に係るもの
- エ 警察業務手当のうち警察職員が凶悪犯罪に係る犯罪の捜査、被疑者の逮捕又は犯罪現場における犯罪鑑識の業務に従事したときの手当の加算額

2 実施時期

速やかに実施することが適当である。ただし、災害応急作業等手当及び警察業務手当のうち異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える業務については、令和8年4月1日から、1の(3)に掲げる手当の廃止及び警察業務手当のうち指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識業務の改正については、令和9年4月1日から実施すること。

別記

特殊勤務手当改定額表

手当の種類等		支給区分	支給単位	改定手当額
防疫業務手当		心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める業務に従事した場合	1日につき	1,500円
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある道路若しくはその周辺又は河川の堤防等において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等	巡回監視	1日につき	950円
		応急作業等	1日につき	1,440円
		前号に掲げる作業に相当するものとして委員会規則で定める作業	1日につき	1,440円 を超えない範囲内
警察業務手当	私服員が主として従事する犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕	-	1日につき	560円
	指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識	犯罪現場における犯罪鑑識業務	1日につき	560円
		犯罪現場以外における犯罪鑑識業務	1日につき	280円
	留置施設における看守又は被疑者（被告人その他法律により拘禁されている者を含む。）の護送	-	1日につき	320円
	交通の頻繁な箇所で行う交通事故処理	高速道路における交通事故処理	1日につき	840円
		上記を夜間（日没時から日出時までの間をいう。以下同じ。）に従事したとき	1日につき	1,260円

手当の種類等		支給区分		支給単位	改定手当額
警察業務 手当	交通の頻繁な箇所で行う交通事故処理	高速道路以外における交通事故処理		1日につき	560円
		上記を夜間に従事したとき		1日につき	840円
	警ら業務	-		1日につき	340円
		無線自動車を使用して行われた場合		1日につき	420円
	銃器若しくはその疑いのある物が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行う被疑者の逮捕、警戒等の業務	-		1日につき	1,640円 を超えない範囲内
	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える業務	-		1日につき	1,120円
		大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合		1日につき	1,440円
		夜間に従事した場合		-	50/100に相当する額を加算
	爆発物若しくは特殊危険物質又はそれらの疑いのあるものの処理等の作業	-		1日につき	5,200円 を超えない範囲内
	遺体取扱作業	検視、検証、 実況見分又は 見分のための 遺体取扱い	-	1体につき	1,600円
			遺体が損傷の著しい場合	1体につき	3,200円
			専ら検視の業務に従事する者が作業に従事した場合	1体につき	3,200円
		犯罪に起因する疑いのある変死体の解剖補助		1体につき	3,200円

手当の種類等		支給区分	支給単位	改定手当額
警察業務 手当	正規の勤務時間以外の時間において 勤務の時間帯その他特別な事情の下 で行う犯罪の予防若しくは捜査、被 疑者の逮捕、犯罪鑑識、交通の指導 取締り若しくは事故処理又は爆発物 の処理の業務	-	1 回につき	1, 240円

人事管理に関する報告（意見）

I はじめに

頻発する豪雨等の異常気象や地震による自然災害、急速な少子高齢化など、本県は地域社会を脅かす様々な課題に直面している。

これらの課題に対応する必要性があるため、行政の果たす役割はますます拡大すると見込まれており、現在も職員数は増加傾向にある。他方、今後生産年齢人口の減少が想定される中、県は限られた公務人材の中で多様な行政需要に対応していくことが求められる。

そのためには、「課題解決に意欲的に挑戦できる優秀な人材の確保」と「職員一人一人の仕事の付加価値を高め、労働生産性を大幅に向上させること」が不可欠である。

本県では、大学3年生も受験可能な早期試験の実施をはじめ、誰もが県の公務に挑戦できるよう職員採用試験制度を刷新した結果、全体の受験者数は、近年続いていた減少傾向から増加に転じている。今後は、これが一過性の受験者増に終わることがないように、持続的に人材を確保する取組が求められる。

具体的には、「誰もが挑戦できる試験」を起点に、大学3年生等の試験合格者が県に入庁するまでを丁寧にガイドする仕組みの整備、多様な人材を育成する研修の充実、そして何より、働き方改革や勤務環境整備等による「選ばれる(働き続けたい)県庁の実現」までを一連で遂行していくことが重要である。

さらに、この県庁の魅力を職員一人一人が発信者となって外部にPRし、更なる受験者増加につなげる好循環を創出することが持続的人材確保の鍵になるものと考ええる。

他方、複雑化・高度化する行政課題に限られた人数の職員で対応していくためには、DXやTX（タスク・トランスフォーメーション）等により、急速な生成AI技術の進展などに即応するとともに、日常の業務の細かな改善にも目を向けて、職員がパフォーマンスを最大限に発揮できる環境を創出し、組織としての生産性を高めていくことが必要である。

国においては、8月に「実力本位で活躍できる公務」「働きやすさと成長が両立する公務」「誰もが挑戦できる開かれた公務」「高い使命感とやりがいを持って働ける公務」を柱とする勧告が発表された。

以上を踏まえ、本県における行政サービスの持続的かつ安定的な提供と、人材確保をはじめとする人事管理の主な課題及び取組の方向性について、以下に報告し意見を述べる。

Ⅱ 人材の確保について

1 人材確保の重要性と課題

(1) 人材確保の重要性

急速な少子高齢化や生産年齢人口の減少、激甚化・頻発化する自然災害など、地域社会が直面する課題は、より一層複雑化かつ多様化しており、今後も拡大する行政課題に機動的に対応していくためには、県庁の総合的な組織力向上が不可欠である。

時代の変化を先取りし、質の高い行政サービスを将来にわたって安定的に提供し続けるためには、多様で優秀な人材の継続的な確保や、全ての職員が自らの能力や挑戦意欲を最大限に発揮できる環境整備が極めて重要である。

人材確保の重要性を県庁全体の共通認識とし、採用活動の強化だけでなく、誰もが働きがいを実感できる魅力ある職場環境を構築するとともに、職員の主体的なキャリア形成を力強く後押しするなど、多角的なアプローチを進めていく必要がある。

(2) 試験制度改革の成果と不断の見直し

本県ではこれまで、受験者の負担感を軽減し、誰もがチャレンジしやすい職員採用試験の実施を目指し、技術系職種及び免許資格職における教養試験廃止をはじめ、経験者試験の職種追加及び複数回化、上級試験（一般行政職）における基礎能力検査枠の導入、事務系職種の教養試験の出題分野・出題数の縮減など、毎年度改革を進めてきた。

令和7年度の受験者数は前年度から282人増の2,549人となるなど、明るい兆しが見られた一方、技術系職種においては、依然として最終合格者数が採用予定者数を下回る職種が複数存在しており、厳しい状況が続いている。

令和8年度は、前年度に新設した上級試験（基礎能力検査枠）の日程を前倒しし、基礎能力検査枠を技術系職種にも拡充した。加えて、上級試験（早期区分）として20歳（大学3年生相当の年齢）から受験可能な試験を新設し、一般行政、設備、総合土木、建築の試験を実施するなど、学生の就職活動時期に応じた試験体系を整えた。さらに、経験者試験においては、試験職種に新たに化学等を加え、上級試験にある職種を全て設置し、受験要件のうち勤務形態や経験年数の要件を撤廃するなど、より多くの方がチャレンジできる試験制度へと進化させた。

以上の戦略的な試験制度改革により、多様な受験者層に対応した複線的な採用ルートを構築した結果、人材確保が困難であった総合土木や獣医師など複数職種において、前半期の試験のみで前年度を上回る最終合格者数を確保できた。また、今年度新設した上級試験（早期区分）では、採用予定者数149人に対して受験者が1,000人を超え、経験者試験の一般行政の受験者が前年度比で1.7倍に増加するなど、試験制度改革の効果が数値となって表れている。

今後は、これまでの試験制度改革の総括・効果検証に基づきながら、求職者の動向や採用市場全体の変化を注視し、更に効果的な試験制度となるよう、幅広く検討を行っていく必要がある。特に、最終合格者数が採用予定者数を複数年にわたり下回っている技術系職種については、職種特性に応じた更なる試験制度見直しなど早急に対応策を講じる必要がある。

2 持続的人材確保の好循環の創出

不断の試験制度改革とともに重要なのは、公務への関心を喚起し、県庁を「選ばれる職場」にする効果的な広報戦略である。不断の試験制度改革と効果的な広報戦略により、「受験者を集める」ことから「最終合格者の入庁」に至るまでの全過程で、本県への志望度を維持・向上させ、確実に採用につなげる、この一連の好循環を創出することが、持続的な人材確保の鍵となる。

(1) ターゲットに応じた効果的な広報と全庁的な魅力発信

新たな受験者層を獲得するため、本県ではホームページ改修時に、県のプロジェクト紹介や職員アンケートを掲載して発信力を強化するとともに、気軽に県庁の仕事を知りたい層に向け半日で県庁見学ツアーと業務説明を行う「埼玉県庁1Day オープン・カンパニー」等の新規イベントを実施し、積極的な発信に努めてきた。

これらの施策により、県行政や県職員の仕事を具体的にイメージできる機会が拡充され、従来の公務員志望層に加え、新たな受験者層の関心喚起に一定の成果が得られている。

一方で、公務を志望していない層への訴求は十分とは言えず、更なる裾野の拡大が課題となっている。

就職を意識する前の高校生や大学1・2年生などこれまで公務を意識していなかった層や転職希望者など、幅広い層に届くよう、民間企業の採用活動や本県試験スケジュールに沿った適切な時期に各種イベントを展開していく必要がある。

具体的には、高校生向け探求型インターンシップ開催や大学でのキャリア教育講座への協力を通して、公務員という仕事に早期に触れ、将来の選択肢の一つとして意識してもらうことが重要である。

また、実際の仕事を体験できるインターンシップは学生にとって業務内容の理解や志望形成の重要な機会であり、多くの学生が就職活動の一環として参加している。県行政への理解を深め、受験意欲を高めるため、更なる受入枠の拡充や内容の充実を図り、積極的に活用することが求められる。

さらに、雇用の流動化が進む中、受験資格の緩和により受験可能となった非正規職員や現役公務員を含む転職希望者には、的確なターゲットアプローチが求められる。入庁者アンケートが示す「キャリアアップや自己成長への期待」に応え、これまでの経験や知識を生かせる環境や入庁後の明確なキャリアパスを分かりやすく伝える広報を戦略的に展開すべきである。

これらの多角的な広報を展開するためには、人事担当者のみならず、県職員一人一人が広報担当であるとの意識を持ち、全庁一体となって公務の魅力を発信していく必要がある。

この全庁的な情報発信の核として、令和7年度に一部職種で開始した「県庁ナビゲーター制度」を全般的に拡大・発展させ、令和8年度からは対象職種を大幅に広げた「埼玉県入庁サポーター制度」を本格実施している。これにより、多くの若手職員が入庁サポーターとして個別相談などの広報活動に携わり、各職種やターゲット層に響く情報発信体制を構築した。

今後は、この制度を軸に据え、就活・転職イベントや大学説明会、OB・OGによる大学訪問など、あらゆる機会を最大限に活用

し、多様な職種・人材の視点を生かした広報活動を、全庁一体となって推進していくことが求められる。

(2) 実効性のある辞退防止対策

受験者増のための広報だけでなく、最終合格者を採用まで確実に導く取組も重要である。採用試験最終合格者の辞退率は高水準で推移しており、入庁前の不安解消や本県への志望度の維持・向上を目的とした実効性のある辞退防止策の構築が急務である。

特に、令和8年度から実施している上級試験（早期区分）は、最終合格から内定・採用までの期間が長期化することから、他自治体や民間企業との併願による内定辞退率の上昇が懸念される。

したがって、受験検討期から入庁に至るまでの各フェーズにおいて、志望者や内定者との一貫したコミュニケーションを充実させ、辞退率の低減を通して、優秀な人材を確実に確保するための戦略的な取組を全庁的に推進する必要がある。

3 選ばれる（働き続けたい）県庁の実現

埼玉県庁が選ばれる職場となるためには、職員にとって魅力的で働き続けたいと思われる職場であることが必要である。

しかし、普通退職する職員数はここ数年高止まりの状況であり、仕事内容や職場環境などを理由に退職する職員が一定数存在する。

これを極力抑え、人材の定着を図るための対策が必要である。

まず、離職の多い若年層が、自身の成長感（スキルアップ）を重視する傾向を踏まえ、職員が成長を実感できる環境の創出が必要である。そのためには、職員自身が身に付けたいと考えるスキルが得られるよう積極的に研修等を受講できる風土を築くとともに、身に付けたスキルの実践機会を確保することが必要である。

さらに、職員が自身の意見を率直に言うことができ、自身の存在が職場で認められていると実感できる環境が必要である。そのためには、管理職員が中心になって普段から良好なコミュニケーションを図り、職員全員にとって風通しが良いと感じられる職場づくりを積極的に行っていくことが求められる。

また、職員の多様化するライフスタイルに対応できるよう、働きやすい職場環境を引き続き整備していくことが必要である。あわせて、長時間労働の更なる削減やハラスメント防止対策が求められる。

以上の取組を通し、既存の職員が真に働きやすく、働き続けたいと心から思えるような職場環境を整備するとともに、埼玉県庁を選ばれる職場とするために、その働く場の魅力を外部に伝えていくことが大変重要である。

埼玉県庁で働く職員が、自身の業務やキャリアを振り返り、その魅力を実感することで、自らの言葉でやりがいや働きやすさを伝えることは、対外的な広報効果をもたらす。特に、若手職員による率直で生き生きとした情報発信は、これまで県行政に関心がなかった層にも届きやすく、新たな受験者の確保に直結する。

同時に、職員全員が埼玉県庁の魅力を自らのものとして語り、組織の一体感を高める過程は、組織文化の醸成に他ならず、インナーブランディングの強化を通じて組織力向上に寄与するものである。

このような好循環が形成されることで、人材確保と組織活性化の両者を相互に強化し、埼玉県庁が真に「選ばれる職場」として定着すると考えられる。

Ⅲ 人材の育成及び活用について

1 人材の育成

行政を取り巻く環境が急速に変化し、行政課題が複雑化・多様化する中、将来にわたり質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、その担い手である職員一人一人の能力を高め、その力を組織全体の力へとつなげていくことが一層重要である。

近年、職員採用においては、基礎能力検査枠を活用した試験方式の導入や経験者職員採用試験における受験資格の緩和など、多様な人材の確保に向けた取組を進めている。こうした採用手法の多様化は、幅広い人材に公務への門戸を開き、多様な知識、経験及び能力を有する人材の確保の可能性を広げている。

そこで、多様な試験で入庁した多様な人材が公務において活躍できるよう、行政実務の基礎となる法令知識や公務遂行に必要な基礎的能力を、研修と職場実習を組み合わせた段階的プログラムを通して習得できる環境を整備することが必要である。

また、デジタル技術の進展をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に伴い、職員に求められる知識や能力も絶えず変化している。こうした変化に的確に対応していくためには、職員が新たな業務や行政課題に対応するために必要な知識・技術を身に付けるリスキリングや、現在有する知識・技術を更に高めるアップスキリングを継続的に進めるなど、職員の主体的な学びと成長を組織として支えていくことが求められる。

特に、生成 AI をはじめとするデジタル技術の行政実務への活用が急速に進展する中で、その特性やリスクを正しく理解し、適切に活用する能力は、全ての職員に求められる重要な基礎能力となっている。職員の職位や職責に応じて、デジタル技術や生成 AI に関する知識及び活用能力を段階的に高めていくことが必要である。

また、人材の確保・定着を図るためには、成長を実感できるキャリア開発の視点も重要である。職員が自らの成長を実感できるよう、公務員に求められる能力や職員が業務を通して身に付く能力を明確に言語化するとともに、人事評価制度等を活用した適切なフィードバックにより、スキルの蓄積を「見える化」し、キャリア形成への動機付けを高めることが重要である。

人材育成は、個々の職員の自発的な取組のみに委ねられるものではなく、組織として将来必要となる人材像や能力を見据え、計画的かつ組織的に取り組むべきものである。任命権者は、将来の組織を支える人材像を明確に定義した上で、職員の職位やキャリアステージに応じた体系的な研修プログラムの構築、職場における実務を通じた育成、自己啓発への支援を総合的に組み合わせ、計画的かつ継続的な人材育成に取り組むことが重要である。

2 能力・実績に基づく人事管理の徹底と中核職員の育成

行政運営の一層の効率化と質の向上を図るため、職員の能力、実績及び意向を的確に把握し、実績に応じた処遇と適材適所の人事配置を進めることが重要である。

人事評価制度は、職員の能力や実績に基づく公正な人事管理の基盤となる制度である。また、職員一人一人の強みや課題を把握し、その成長を支援する役割も担っている。さらに、評価の過程で評価者と被評価者が対話することにより、組織目標の共有や業務改善が進み、活力ある組織づくりや効率的な行政運営にもつながる。給与への活用状況については、任命権者によって差があることから、制度の趣旨を踏まえた適切な運用を推進する必要がある。

適正な人事評価に基づく人事管理を推進するとともに、評価された能力及び実績を昇任という次のステージに円滑に結び付け、県政の中核を担う人材を組織的に育成していくことが重要である。特に主査級昇任試験は、県政の将来を担う人材を選抜する重要な試験である。今年度の申込率は前年度を上回ったものの、過去数年の平均と比較するとなお低水準にあり、引き続きより多くの職員が昇任を目指せるような取組が必要である。

昇任に対する不安の主な要因として、職員自身の能力・経験に対する懸念、昇任後の働き方や仕事と生活の両立可能性についての心配が挙げられている。本委員会及び任命権者は連携して、こうした不安を払拭し、昇任後の職務の意義と魅力を的確に伝え、職員の昇任意欲の向上に取り組むことが重要である。

上位職の職務や役割に触れる機会の充実、ロールモデルとなる職員の経験を共有する機会の確保などを通して、昇任を単なる職責の増大としてではなく、自らの能力を高め、より幅広く組織や行政に貢献する機会として捉えることができるよう支援していくことが求められる。

さらに、昇任を促す取組と併せて、昇任後の職員に対する支援を充実させることも必要である。新たな職位に求められる知識や能力を円滑に身に付けるための研修や、実務を通じた育成、上司等による継続的な支援を通じ、昇任者が新たな役割に円滑に適応し、更なるキャリアアップにつなげられるよう支援していくことが重要である。本県が整備しているキャリアカウンセリング制度は、若手から主査級、主幹級まで各段階の職員の主体的なキャリア形成を支援する重要なツールである。制度の一層の充実に加え、特に昇任を検討している職員に対して、積極的な利用勧奨と周知を行い、利用を希望する全ての対象職員が制度にアクセスすることが必要である。

任命権者は、こうした総合的な取組を通じ、性別やライフスタイルにかかわらず、職員が自らの能力と可能性を最大限発揮しながら、上位職を目指すことのできる職場風土を醸成し、将来の組織を支える中核職員を計画的・継続的に育成することが重要である。

3 女性職員の活躍の推進

本年4月時点における県庁管理職に占める女性職員の割合は、過去最高の16.5%となった。女性管理職の割合を高めることは、多様な視点や経験を意思決定に生かし、行政課題への対応力を高める上で重要であり、今後も更なる努力が求められる。

一方で、主査級昇任試験における女性職員の受験率は、依然として男性職員を下回っている。試験対象者へのアンケートでは、昇任をためらう理由として「育児、介護等の事情があり、仕事との両立に不安がある」と回答した割合は、女性職員が男性職員を顕著に上回っている。

全ての職員が仕事と生活を両立しながら、その意欲と能力を発揮できる環境を実現するためには、育児・介護に係る休暇・休業制度の充実、育児休業等の取得促進、多様で柔軟な働き方の推進、TX等を活用した業務の効率化に加え、性別によるアンコンシャスバイアスを排除し、誰もが昇任やキャリア形成に挑戦できるよう、職員の意識改革を進めることも必要である。

任命権者は、これらの取組を総合的かつ継続的に推進し、性別やライフステージにかかわらず、誰もがその意欲と能力に応じてキャリアを形成し、活躍できる組織づくりに取り組むことが重要である。

IV 働き方改革と勤務環境の整備

1 職員がパフォーマンスを最大限発揮できる環境の創出

(1) 柔軟な働き方の更なる推進

生産年齢人口の急激な減少に加え、職業観及びライフスタイルの多様化が進む中、優秀な人材の確保及び定着は厳しい状況にある。

このような状況下にあっては、業務の見直しを着実に進めるとともに、職員のワークエンゲージメント（仕事に対してのポジティブで充実した心理状態）を高め、一人一人がその能力を最大限に発揮できるよう、柔軟な働き方を一層推進していく必要がある。

(2) 業務の見直し・改善と労働生産性の向上

業務の見直し・改善に当たっては、各職員が日常の公務遂行において無駄がないかを常に意識することが必要である。そして、業務を適時に見直し、改善を迅速かつ継続的に行うことで、社会の変化に即応した行政サービスの質の維持・向上につなげなければならない。

あわせて、デジタル技術の活用等により業務全体の効率化を図り、創意工夫による労働生産性の向上を伴う働き方改革を不断に推進していくことが重要である。

(3) 柔軟な働き方を支えるDX・TXの推進

柔軟な働き方を支えるDXは、生成AI等の先端技術を組織全体に定着させ、実践的な運用へと移行している。これらの技術を安全かつ効果的に活用し、定型業務の自動化を進めるとともに、デジタル技術の活用を前提として業務プロセスそのものを再設計するTXを

引き続き推進していく必要がある。

これにより創出された時間を、施策の企画立案や県民との直接的な対話など、人にしか担い得ない創造的業務へと重点的に振り向けることで、業務の付加価値の向上と時間外勤務の縮減を同時に実現するとともに、職員のアップスキリング及び主体的なキャリア形成を促していくことが重要である。

特に技術革新の速度が著しい生成 AI は、その高い能力により、広範な分野で迅速かつ正確な情報の収集・分析・処理を可能にしている。一方で、その活用には誤情報又は偏った結果の出力、情報漏えい等の様々なリスクが伴う。

これからの業務遂行においては、生成 AI のリスクを十分に研究し、安全性を確保・検証しながら積極的に活用することが重要である。職員は、こうしたリスクを適切に認識し、出力結果を常に検証するとともに、組織的・個人的双方のレベルでリスクを管理する能力を高めることが不可欠である。これを踏まえた生成 AI 活用により書類作成の時間短縮、政策立案の質向上、各種データ分析の迅速化など、全体として業務効率の向上を適切かつ安全に図ることができる。生成 AI は、職員のリスク管理能力の向上と組織的ガバナンス体制の確保を前提としてこそ、業務の質を維持しつつ効率性を大幅に高め、働き方改革に真に資するものとなる。

また、生成 AI を含めたデジタル技術の組織的な活用には、苦手意識がある職員への支援も継続することが重要である。

(4) 働き方の抜本的な変革とフォローアップ

柔軟な働き方は、職員がそれぞれの事情及びニーズに応じて時間及び場所を選択できることであり、このような環境において職員は十分にその能力と成果を発揮できるようになる。本県では既に、テレワーク、サテライトオフィス、フリーアドレス等を導入しているところであるが、今後、北部拠点の整備や県庁舎の再整備等も予定されていることから、目的及び業務内容に応じて最適な場所・時間を選択するABW（Activity Based Working）の考え方も視野に入れ、ハード・ソフト両面から環境を整備し、柔軟な働き方を推進していく必要がある。

他方、こうした働き方の抜本的な変革は、組織全体の意識改革を伴うものである。単なる制度又はツールの導入にとどまらず、テレワーク下におけるコミュニケーションの確保、職員に対する支援体制の充実等、働く主体である職員の不安解消及び円滑な移行に向け、マネジメント側による丁寧な配慮とフォローアップが不可欠である。

2 仕事と生活の両立支援の推進

(1) 仕事と生活の両立支援に資する休暇制度等の更なる推進

職員が柔軟な働き方を選択できる環境を整備することは、仕事と生活の両立支援の観点から不可欠であり、極めて重要である。これは職員の Well-being の向上にも大きく寄与し、ひいては職員のモチベーション向上を通して組織のパフォーマンスを高めるとともに、優秀な人材の獲得及び定着の促進にも直結する。

人事院は、本年の「人事院勧告」において、取得事由を問わず、1日又は1時間単位で年間7日の範囲内で取得できる無給の休暇制度の新設について勧告した。これは、子育て、介護、災害等により、既存の有給休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフテ

インターネットとして機能することが期待される。

また、休日の代休日等及び週休日の振替について、職員の健康福祉の増進を図る観点から、現行の取得単位に満たない場合であっても可能とする方針も示された。

無給の休暇制度は、年次有給休暇の取得促進、離職の防止等、仕事と生活の両立支援に資することが期待されるため、本県においても制度導入を検討する必要がある。あわせて、代休日の指定等の柔軟化についても、職員の健康福祉を増進する観点から検討を要する。

(2) 育児・介護に係る環境整備の推進

育児については、任命権者は、所属全体を含めた意識啓発等を通し、職員が希望する育児休業期間を取得できる環境づくりを引き続き推進していく必要がある。

介護については、今後、定年延長に伴う高齢層職員の増加により、介護に直面する職員の増加が見込まれる。豊富な実務経験を有する中堅・ベテラン職員等の介護離職を防ぎ、安心して仕事と介護を両立できるよう、介護関連休暇の更なる拡充を検討する必要がある。

あわせて、支援制度の一層の周知及び活用促進並びに早期段階における的確かつ丁寧な情報提供を継続することが求められる。

(3) 営利企業従事等許可の適切な運用及び活用

令和7年の総務省通知を踏まえ、本県においても令和8年4月、営利企業従事等（いわゆる兼業）の許可に係る取扱いが変更された。既存の事由に加え、職員の有する知識・技能を生かした事業や社会貢献に資する事業に係る兼業を行う場合等も許可対象となることが整理され、これらは、公務能率及び職務の公正の確保並びに職員の品位保持に係る要件を満たす限り、許可し得ることが示された。

本委員会では、昨年の本報告において、兼業が可能な環境整備が、有為な人材が公務を選択し、長期にわたり働き続けることを促す職場づくりに資する旨を指摘するとともに、地域社会との連携を強化し、職員が地域を知り人と交わることで得た学びを行政サービスの向上に還元し、住民の信頼を高め、効率的な公務運営の確保にもつながる旨を述べた。

今回の取扱い変更は、こうした本委員会の問題意識と軌を一にするものである。今後、任命権者においては、希望する職員が新たな基準の下で制度を適正かつ積極的に活用し、そこで得た知見及び経験を公務へ還元していくことも視野に入れつつ、当該取扱いの適切な運用及び活用を図っていくことが求められる。

3 総実勤務時間の縮減

(1) 時間外勤務の縮減と休暇の取得

ア 時間外勤務の現状と心身への影響

本委員会の調査によると、令和7年度の県職員一人当たりの時間外勤務は月平均20.6時間（前年度比3.9時間増）と増加傾向にあり、依然として恒常的に時間外勤務を行う職員が存在する。

過度な時間外勤務は、睡眠・休養・余暇時間の不足を通して疲労を蓄積させ、心身の不調を招く要因となる。心身の不調は精神障

害、事故等のリスクを高め、場合によっては生命に関わる重大な事態を引き起こす可能性があることから、時間外勤務は真に必要最小限にとどめなければならない。

イ 時間外勤務縮減のための対策

時間外勤務縮減には、勤務時間を客観的に把握し、要因を的確に検証した上で、具体的な縮減策を着実に実施することが必要である。

業務量に応じた適切な組織体制の構築に加え、TX の推進、状況に応じた業務の分担や支援・協力等により業務の効率化を進め、時間外勤務の縮減を図っていくことが求められる。

ウ 年次休暇の現状と取得促進

令和7年における県職員の年次休暇の平均使用日数は、13.9日（前年度比1.1日増）であった。

休暇の取得は、心身の健康維持及び仕事と生活の両立に資するものであることから、引き続き計画的な取得促進及び取得しやすい環境づくりを推進する必要がある。

エ 勤務間インターバル制度の活用促進

勤務間インターバル制度は、職員の生活時間を確保し健康保持に寄与するものであることから、制度の活用を促進することについても検討すべきである。

(2) 教職員の働き方改革

ア 時間外在校等時間縮減対策の更なる推進

県教育委員会は、時間外在校等時間の縮減及び「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立を目標とする「学校における働き方改革基本方針」に基づき、教職員の働き方改革を進めている。

県立学校における令和7年度の時間外在校等時間は、年360時間以内の教員の割合が68.1%（前年度比2.3ポイント増）、令和8年3月の月45時間以内の教員の割合が88.5%（前年同月比0.9ポイント減）であった。月45時間以内の教員の割合は前年を上回った月が7か月あり、改善傾向は認められるものの、程度はわずかであり、業務見直しや効率化の加速が必要である。

同基本方針で言及されている取組について、学校及び教職員個人ごとの活用状況を確認し、活用されていない場合は原因分析を行い、結果を踏まえた効果的な対策を推進することが求められる。特に時間外在校等時間が著しく長い者への支援等、詳細な原因分析と具体的対策の実施が必要である。

イ 学校の働き方改革の推進に係る取組の実施率の向上

本年3月、文部科学省が令和7年度に実施した「教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査」が公表され、全国の教育委員会の取組状況が明らかとなった。公表資料によれば、全体として「取組の実施率は上昇傾向」にあるとされる。

一方で、本県教育委員会及び本県市町村教育委員会の取組状況を見ると、適切に取り組んでいるものがある一方で、取組が一部の学校にとどまるもの、又は半数程度の学校にしか浸透していないとされるものが散見され、改善の余地が認められる。

当該調査内容等を踏まえ、例えば、全ての教員がデジタル技術を効果的に活用できるようにするための研修・支援体制の整備など他自治体の事例も参考にして導入・改善を図る必要がある。あわせて、取組を実施していない学校に対してその原因を調査の上、実施に伴う環境整備や必要な支援を行うことで実施を促すなど、取組の実施率を向上させる必要がある。

ウ 未配置・未補充の解消

未配置・未補充は、教職員の事情に応じた休暇取得の抑制要因となり得るなど、最優先で解消すべき極めて重要な課題である。

未配置・未補充の解消は、教職員が働きやすく能力を遺憾なく発揮し得る環境を整えるにとどまらず、児童生徒が質の高い教育を受ける環境を確保し、本県の教育水準の向上を図る上でも不可欠である。県教育委員会は、ペーパーティーチャーセミナーの実施、産休・育休取得が見込まれる教員の代替として正規教員を配置する取組等を進めているところであるが、なお抜本的改善には至っていない。

については、教員人材の確保に資する取組を一層推進し、未配置・未補充の解消に向け、なお一段の努力が強く求められる。

4 心身の健康管理

(1) ストレスチェックの有効活用

職員の健康を維持することは、職員の Well-being を高め、公務のパフォーマンス向上にも大きく寄与する。

知事部局では、令和7年度のストレスチェック結果により、年代・職位が上がるにつれてプレゼンティーイズム（健康問題が理由で生産性が低下している状態）が悪化傾向にあり、ワークエンゲージメントが低下傾向にあることが確認された。

任命権者が実施するストレスチェックの受検率は令和7年度に9割を超えていることから、各任命権者は、結果を十分に踏まえ、対策をより効果的なものへ不断に更新していく必要がある。

(2) メンタルヘルス対策とヘルスリテラシー向上

メンタルヘルス対策は、若手職員の離職防止及び高齢層職員が継続して活躍するためにも極めて重要である。知事部局では、精神疾患による長期療養者の発生率が令和7年度は全ての年代で前年度より減少したものの、依然として多い状況にあることから、引き続き対策を推進すべきである。

また、生活習慣病の発症リスクを有する職員の割合は、年齢の上昇に伴い増加している。定年延長により高齢層職員が増加する中、元気に働き続けるためには、組織全体で健康意識を醸成する必要がある。

健康管理の実践には職員自身の自律的行動も不可欠であることから、任命権者は、健康診断等の結果を踏まえた行動変容を促す周知・啓発等、ヘルスリテラシー向上に向けた支援及び取組を強化する必要がある。

(3) 熱中症対策

夏期の著しい気温上昇傾向が常態化し、適切な対策を講じなければ職員の健康に重大な支障を来しかねない状況にある。

熱中症リスクが高い環境での業務又は作業については、所属において作業時間及び装備の管理を徹底するとともに、労働安全衛生の確保のため執務環境の整備を早急に進め、職員の健康確保を第一とした対策を講ずる必要がある。

5 ハラスメントの防止

(1) ハラスメントの状況

令和7年度に本委員会が受け付けた職員からの苦情相談は、ハラスメント等の人間関係に関する相談が約4割を占め、前年と比較して割合は低下したものの、依然として最も多い相談内容となっている。

ハラスメントに係る相談は各任命権者においても受けているところであるが、本委員会に相談があった場合は、相談者の意向も踏まえ任命権者に調査を依頼し、必要に応じて対応を求めている。任命権者は、職員が相談したことで不利益を受けないように配慮しなければならないことはもちろん、相談先となる第三者機関の周知と併せて相談者が安心・信頼して相談できる体制を構築する必要がある。

(2) ハラスメントがない職場づくり

ハラスメントは、いかなる場合であっても許されるものではない。

任命権者は、職員のワークエンゲージメント促進のためにも、ハラスメントのない人間関係の良好な職場づくりを進めていく必要がある。

(3) カスタマーハラスメントへの対応

カスタマーハラスメントについては、本年、任命権者において要綱等が整備され、その運用が開始された。カスタマーハラスメントは、職員が適切に対応したとしても完全な防止が困難であることから、初動の遅れ又は対応の誤りによる事態の深刻化を回避する観点が必要である。

各任命権者は、当該運用の徹底を図るとともに、ロールプレイング等の実践的研修の実施を通して対応力及び意識の醸成を進める必要がある。あわせて、職員が孤立して対応に苦慮することのないよう、組織として対応することを徹底し、職員を確実に守る体制を整える必要がある。

V 公務員倫理の徹底

1 全体の奉仕者としての責務

職員は、県民全体に奉仕する公務の担い手として、常にその立場を自覚し、高い倫理観と使命感に基づいて行動しなければならない。

公務員の職務は、一部の利益のためではなく、広く県民全体の福祉の向上と地域社会の発展に資することを目的とするものである。職員が私的な利益や特定の立場に偏った判断を行うことは、この基本的な責務に反するものであり、県民の信頼を損なうことにつながる。

また、職員には法令遵守が求められる。法令、条例、規則等を厳守し、公正かつ適正に職務を遂行することは、公務員として果たすべ

き基本的な責務である。

さらに、職員には、法令に違反しないことにとどまらず、その行為が県民からどのように受け止められるかを常に意識し、高い倫理観に基づいて行動することが求められる。県民の信頼は日々の職務遂行の積み重ねによって築かれる。

一方で、一度失われた信頼を回復することは容易ではない。

職員一人一人が全体の奉仕者としての責任を自覚し、高い倫理観を持って職務に当たることが、県民との信頼関係を維持し、県行政に対する信頼を確保する基盤となるものである。

2 職員による不祥事と対策

職員による不祥事は、任命権者により傾向は異なるものの、減少には至っていない。

各任命権者は、不祥事の根絶に向け、職員一人一人が公務員倫理の重要性を深く認識し、これを自らの問題として捉えることができるよう既存の取組を着実に進めるとともに、職位に応じた研修や啓発を実施するなど、より実効性のある取組を推進していく必要がある。特に、管理職員については、職場マネジメントの観点から不祥事防止に資する取組を推進し、組織として不祥事を未然に防止する職場環境づくりに努めることが求められる。

職員による不祥事の中でも、こどもに関わる業務に従事する職員によるこどもへの性暴力事案は、被害者に深刻かつ長期にわたる影響を与えるものであり、決してあってはならないものである。しかしながら、本県ではこどもへの性暴力に関する不祥事件数は、特に教育局において高止まりの傾向にある。

令和6年6月には、いわゆる「こども性暴力防止法」が制定され、令和8年12月の施行に向けた準備が進められている。社会全体でこどもを性暴力から守る取組が強化される中、公務においても高い倫理観と厳正な服務規律の確保がこれまで以上に求められている。

特に教育局をはじめ、こどもと接する機会の多い業務においては、不祥事事案が継続的に発生している状況を重く受け止め、業務の特性を踏まえた未然防止対策を講じていく必要がある。任命権者は、服務規律の徹底に加え、研修の充実、相談・通報体制の整備及び事案発生時の迅速かつ適切な対応を通して、実効性のある再発防止策を推進していくことが重要である。

職員の不祥事根絶には、あらゆる機会を捉えた公務員倫理の徹底及び厳正な服務規律の確保が不可欠である。特にこどもに関わる業務に携わる職員によるこどもへの性暴力事案は、公務及び教育に対する県民の信頼を根底から損なうものであることを強く認識し、その根絶に向けて組織を挙げて取り組む必要がある。

職員の給与等に関する報告、勧告及び意見

参 考 資 料

令和8年10月

埼玉県人事委員会

目 次

第 1 職員の給与

令和 8 年職員給与実態調査の概要	1
第 1 表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比	3
第 2 表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等	4
第 3 表 給料表別平均給与月額等	5
第 4 表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額	
その 1 行政職給料表	6
その 2 公安職給料表	7
その 3 研究職給料表	9
その 4 医療職給料表(1)	9
その 5 医療職給料表(2)	10
その 6 医療職給料表(3)	11
その 7 教育職給料表(1)	12
その 8 教育職給料表(2)	13
その 9 学校栄養職給料表	14
その 10 事務職給料表	15
第 5 表 扶養手当の支給状況	17
第 6 表 住居手当の支給状況	17
第 7 表 管理職手当の支給状況	18
第 8 表 単身赴任手当の支給状況	18

第 9 表	暫定再任用職員の給料表別・級別人員	
その 1	フルタイム勤務職員	19
その 2	短時間勤務職員	20
第10表	定年前再任用短時間勤務職員の給料表別・級別人員	21

第 2 民間の給与等

令和 8 年職種別民間給与実態調査の概要	22
第11表 産業別・企業規模別調査事業所数	24
第12表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	25
第13表 職種別にみた給与額等	
その 1 職員給与と民間給与との比較職種	26
その 2 その他の職種	29
第14表 初任給の改定状況	33
第15表 給与改定の状況	33
第16表 定期昇給の実施状況	34
第17表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	
その 1 転勤をした者に対する手当等の支給状況	35
その 2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況	35
第18表 特別給の支給状況	36
第19表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	36

第 3 人事院勧告

第20表	人事院による報告及び勧告の概要	37
------	-----------------	----

第 4 標準生計費

標準生計費の算定方法（令和 8 年 4 月）	40
------------------------	----

第21表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月）	42
第5	労働経済指標	
第22表	労働経済指標	43

第 1 職員の給与

令和 8 年職員給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった令和 8 年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、令和 8 年 4 月 1 日現在における職員の給与等の実態を把握し、今後の人事行政の基礎資料とすることを目的としたものである。

2 調査の対象

令和 8 年 4 月 1 日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和 27 年埼玉県条例第 19 号）、学校職員の給与に関する条例（昭和 31 年埼玉県条例第 33 号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年埼玉県条例第 5 号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年埼玉県条例第 68 号）に定める給料表の適用を受ける者を対象とした。技能職員、地方公営企業法の適用を受ける職員及び臨時職員は含まれていない。

なお、対象者が少数の職については具体的な数値の記載を省略した。

3 調査の内容

令和 8 年 4 月分の給料、諸手当の支給状況、年齢、学歴、経験年数等について調査した。

4 調査の実施

この調査は、電子計算システムに入力されている職員の給与情報により行った。

(参考) 各給料表が適用される職員の範囲

- ・行政職給料表：他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表：警察官
- ・研究職給料表：試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員
- ・医療職給料表(1)：病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(2)：病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等
- ・医療職給料表(3)：病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等
- ・教育職給料表(1)：県立の高等学校等に勤務する教育職員
- ・教育職給料表(2)：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員
- ・学校栄養職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員
- ・事務職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員
- ・特定任期付職員給料表：一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	人員	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	人	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	8,604	81.7	5.9	12.4	0.0	60.4	39.6
公安職給料表	11,936	44.7	5.8	49.5	—	86.7	13.3
研究職給料表	303	96.4	2.0	1.6	—	72.9	27.1
医療職給料表(1)	58	100.0	—	—	—	70.7	29.3
医療職給料表(2)	346	90.5	8.9	0.6	—	32.9	67.1
医療職給料表(3)	257	58.0	41.6	0.4	—	10.9	89.1
教育職給料表(1)	10,007	96.6	2.2	1.2	—	54.9	45.1
教育職給料表(2)	23,422	96.0	4.0	—	—	45.2	54.8
学校栄養職給料表	41	36.6	63.4	—	—	2.4	97.6
事務職給料表	974	55.9	12.7	31.4	—	44.3	55.7
特定任期付職員給料表	—						
全給料表	55,948	82.0	4.8	13.2	0.0	58.0	42.0

(注) 1 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まれていない(以下第8表までにおいて同じ。)
2 定年が段階的に引き上げられるに伴い、職員の給与に関する条例附則第13項により給料月額が決定される職員及び学校職員の給与に関する条例附則第8項により給料月額が決定される学校職員は含まれていない(以下第8表までにおいて同じ。)

第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等

区 分 給与種目	令和8年4月	令和7年4月
給 料	346,931 円	335,707 円
扶 養 手 当	7,033	6,810
地 域 手 当	31,093	30,127
住 居 手 当	7,117	6,785
管 理 職 手 当	8,636	8,762
そ の 他 の 手 当	47	0
平 均 給 与 月 額	400,857	388,191

職 員 数	8,306 人	8,313 人
平 均 年 齢	41.0 歳	41.3 歳
平 均 経 験 年 数	18.5 年	18.9 年

- (注) 1 行政職給料表適用職員のうち、新規卒者等を除いて集計した。
2 給料には、給料の調整額を含み、その他の手当は、単身赴任手当、特勤手当、初任給調整手当である。

第3表 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験年数	給料	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	管理職 手当	その他の 手当	平均給与月額
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
行政職	8,604	40.4	17.9	343,320	6,792	30,733	6,986	8,359	46	396,236
公安職	11,936	38.6	17.7	368,228	12,744	32,767	4,787	1,791	151	420,468
研究職	303	42.0	18.7	386,707	9,904	34,931	7,311	10,709	763	450,325
医療職(1)	58	45.1	20.3	486,484	7,224	84,930	7,848	37,109	246,802	870,397
医療職(2)	346	39.2	15.5	348,938	6,205	30,727	7,034	3,502	6,041	402,447
医療職(3)	257	40.0	16.7	353,875	4,576	30,813	6,936	1,809	0	398,009
教育職(1)	10,007	39.9	17.2	399,654	7,975	35,063	7,661	2,237	6,455	459,045
教育職(2)	23,422	38.2	15.6	386,710	7,332	34,106	6,662	5,260	5,109	445,179
学校栄養職	41	45.9	24.6	385,878	4,366	33,235	4,000	0	0	427,479
事務職	974	38.7	17.0	336,494	6,504	29,252	7,175	0	0	379,425
特定任期付職員	0									
全給料表	55,948	39.0	16.7	377,254	8,496	33,408	6,506	4,396	3,630	433,690

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。
2 その他の手当は、単身赴任手当、特勤勤務手当、初任給調整手当等である。
3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2				1			2			
3								1	1	
4				2				4	1	1
5				17				35	8	3
6				37				13	2	7
7				6				6	2	4
8				14			1	1	2	1
9	22			37						
10		1	1	13						
11	1	221		5						
12		10		16						
13	16	24	18	24			3			
14		14	3	12			6			
15		200	167	23			38			
16		10	10	20			11			
17	21	38	31	32			8			
18	2	12	22	30			34			
19	3	207	95	36			9			
20		13	87	21			3			
21	23	40	39	29			27			
22		14	25	22	1		11			
23	5	54	76	26			10			
24		22	55	31			29			
25	18	172	76	31	2		5			
26		9	28	20			3			
27	5	46	59	17	2		15			
28	1	21	45	18	1		9			
29	262	152	61	20	3		5			
30	3	16	50	24	5		21			
31	22	46	43	20	7		2			
32	5	26	27	22	4		5			
33	233	14	38	37	6		7			
34	6	8	27	21	5	1	4			
35	29	13	54	21	7	1	3			
36	11	5	31	16	5		8			
37	228	10	36	27	7	4	2			
38	22	11	27	19	8	27	6			
39	21	4	41	23	10	83	2			
40	20	3	25	19	6	56	2			
41	11	4	31	24	2	46				
42	3	2	19	11	9	35	1			
43	7	7	22	19	10	38	4			
44	3	1	22	15	8	27	2			
45	11	1	27	23	6	26	42			
46	2	1	20	8	9	12				
47	4	4	29	18	6	34				
48	5	2	18	21	5	27				
49	6	3	15	16	10	24				
50	1	3	12	12	9	6				
51	2	3	14	17	14	28				
52	2	3	7	11	8	28				

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
53	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
54	8	2	18	18	11	12				
55	2	2	12	14	10	20				
56	1	1	17	14	10	12				
57	4	10	11	8	13					
58	1	1	24	10	21					
59	1	2	11	8	14	17				
60	1		9	15	10	23				
61	1		10	7	10	13				
62	1	1	12	11	12	8				
63	1	1	6	10	7	8				
64	1		10	12	8	6				
65	1	1	8	7	11	9				
66	1	1	6	14	20	5				
67	1	1	8	9	12	3				
68	1	1	7	14	60	2				
69			7	8	19	2				
70			6	7	12	1				
71	2	3	8	10	8	3				
72	1	2	10	18	34	1				
73	3	1	4	4	20	2				
74	1		5	8	8	56				
75		1	12	11	12					
76			7	9	22					
77			4	14	15					
78			11	8	9					
79			7	13	14					
80			5	10	8					
81	1	1	7	12	10					
82			7	13	5					
83		1	5	21	6					
84	1		6	19	2					
85	2		12	825	35					
86	1		3							
87	1		11							
88			5							
89	1		9							
90			6							
91			9							
92			10							
93	7		2							
94			4							
95			7							
96			7							
97			7							
98			11							
99			9							
100			7							
101			13							
102			1							
103			8							
104			11							
105			3							
106			5							
107			4							
108										

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
109	人	人	人 20	人	人	人	人	人	人	人
110		1								
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
人員計	人 1,079	人 1,497	人 2,003	人 2,201	人 637	人 740	人 340	人 77	人 14	人 16
平均	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	245,528	272,417	323,078	380,672	407,768	428,723	461,345	499,495	555,384	601,527
人員総計	人 8,604	平均 給料月額	円 342,566							

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員 0 の号給は空欄とした（以下第 4 表の各表において同じ。）。

その 2 公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5				2					27
6								1	11
7								1	13
8									4
9									4
10									
11									
12									
13	104								
14	8								
15	106	3	1						
16	10	12			1				
17	77	238	7		2				
18	8	6			1				
19	35	38	34	1	9	1			
20	15	53	1		1				
21	107	158	12	1	2			1	
22	8	13	10	1	2				
23	35	55	125	6	5	1			
24	6	18	7		1				
25	12	218	66	49	10		1		
26	11	25	10	9	3				
27	10	44	157	39	12	1			
28	6	29	9	7	2		1	2	
29	11	176	81	75	18	1		6	
30	5	23	15	9	4			5	
31	6	39	134	58	10	1	2	9	
32	4	19	10	21	10			2	
33	8	37	99	80	19	3	4	8	
34	1	12	16	12	10		1	5	
35	3	11	134	72	18		2	10	
36	2	10	20	12	10			6	
37	6	16	116	85	26	3	3	11	
38		8	25	16	12	1	3	5	
39	6	14	133	58	25	4	7	6	
40	3	8	22	19	6		4	5	
41	4	4	119	75	32	7	5	7	
42	2	5	24	19	8	4	6	8	
43	2	4	114	61	41	6	21	5	
44	3	6	22	34	18	2	9	6	
45	6	6	48	85	38	4	19	43	
46	1	5	19	29	24	6	7		
47		3	72	73	42	5	18		
48	3	5	19	28	21	3	10		
49	4	3	46	90	41	6	26		
50	2	5	17	29	20	5	15		
51	2	1	77	78	49	8	17		
52		3	18	32	26	4	13		
53	2	2	47	100	39	10	19		
54	1	1	10	51	34		13		
55		2	40	87	52	7	16		
56		1	20	32	32	3	10		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57	人	人	人	人	人	人	人	人	人
58	1	4	52	110	47	6	14		
59	1	1	14	56	29	2	10		
60	1	1	31	99	47	5	17		
61	1	8	27	112	55	8	14		
62			14	53	38	3	7		
63		1	46	109	60	5	5		
64		2	13	35	32	7	14		
65			27	104	83	6	11		
66		2	8	52	28	2	4		
67			32	87	38	7	8		
68			6	42	43	10	1		
69			14	91	61	7	3		
70			10	28	28	12	5		
71			19	89	35	5	11		
72			7	34	21	4	11		
73			5	95	40	7	58		
74			2	35	37	9			
75			1	66	37	136			
76				52	31	19			
77			1	64	41	7			
78			1	41	27	7			
79			1	69	30	13			
80			1	28	24	4			
81			1	48	33	2			
82				23	26	7			
83			1	55	35	9			
84				42	20				
85			2	67	263	20			
86			1	35					
87				59					
88				40					
89			1	50					
90			1	39					
91				56					
92				26					
93				48					
94			1	26					
95			1	29					
96				18					
97			1	29					
98				31					
99				38					
100			1	16					
101				19					
102				24					
103				26					
104				18					
105				25					
106				18					
107				25					
108				14					
109				16					
110				16					
111				20					
112				14					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
113	人	人	人	人	人	人	人	人	人
114				24					
115				15					
116				25					
117				13					
118				14					
119				11					
120				37					
121				15					
122				186					
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	人 642	人 1,358	人 2,313	人 4,465	人 2,057	人 431	人 459	人 152	人 59
平均 給料月額	円 268,920	円 290,028	円 314,825	円 383,393	円 428,317	円 445,150	円 462,500	円 479,946	円 511,606
人員総計	人 11,936	平均 給料月額	円 368,203						

その3 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		3			
6			3		1
7			7		
8					2
9		5	1		
10			3		
11			4		
12			2		
13		4	2		
14			1		
15		1			
16			1		
17		11	3		
18			2		
19		1	5		
20			3		
21		11	2		
22			5		
23			3		
24			1		
25		5	4		
26			4		
27			3		
28			1		
29		3	1		
30			1		
31		4	1	11	
32			1	2	
33		3	2		
34		2	1		
35			2	7	
36			2		
37		3		5	
38		1	1		
39			1	7	
40		1	1	1	
41	1	4	3	1	
42	1	1			
43			3	11	
44		2	4		
45		2		2	
46			1	2	
47				1	
48			1		
49			2	3	
50				2	
51			2		
52				1	
53			1		
54			1		
55			1		
56			2		
57			3		
58			1		
59			3	1	
60			2		
61			2	2	
62			1		
63					
64			1		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
65	人	人	人	人	人
66			2		
67			1		
68			3		
69					
70					
71			3		
72					
73					
74					
75			1		
76			3		
77			4		
78			3		
79			4		
80					
81			40		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
人員計	人 2	人 67	人 172	人 59	人 3
平均 給料月額	円 268,146	円 300,941	円 396,983	円 450,849	円 530,555
人員総計	人 303	平均 給料月額	円 386,707		

その4 医療職給料表(1)（病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5		1		5
6				1
7				
8				
9	3			1
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	1	1		
22				
23				
24	1	1		
25	4			
26				
27				
28		2		
29	2			
30				
31				
32		1		
33				
34				
35	2	1		
36			1	
37		1	1	
38				
39		1		
40		1		
41		1		
42	1			
43				
44				
45				
46				
47	1			
48				
49		1		
50			1	
51				
52				
53		1		
54			1	
55				
56				

級 号給	1級	2級	3級	4級
57	人	人	人	人
58		1	1	
59		1	1	
60			1	
61			1	
62				
63				
64			1	
65				
66				
67				
68		1	1	
69		1		
70				
71				
72				
73		1	2	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84		1		
85		2		
人員計	人 18	人 21	人 12	人 7
平均 給料月額	円 372,849	円 482,217	円 552,300	円 591,983
人員総計	人 58	平均 給料月額	円 476,023	

その5 医療職給料表(2) (病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2			1					
3			5					
4								
5		12	2					
6								
7			2					
8		1						
9		5	2					
10			1					
11			4	2	1			
12			1				1	
13		9	2	3				
14			3	1	1		1	
15			4		1			
16			1		1		1	
17		12	1	7				
18			2	1	1			
19			10	1	2			
20		1		4				
21				7			2	
22			1	4	1			
23				2				
24					1			
25	1	1	1	4	4			
26				2	3			
27			1	7	1			
28								
29			1	5	1			
30				3		1		
31			1	3	1	1		
32			1	1	4			
33				4	1	2		
34				2	2			
35				4	2	2		
36				1		1		
37				4				
38		1		2	1			
39				2	3	1		
40				1	1	2		
41	1			3	1			
42				6	1			
43				4	1			
44				3	3	2		
45				2				
46					1			
47			2	1		1		
48				4	2	3		
49				3	1	1		
50				1				
51				3	1			
52				6	1	1		
53				1	2	9		
54				2				
55				2				
56				1	2			
57				1	1			
58					1			
59					1			
60				2	2			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
61	人	人	人	人	人	人	人	人
62				2	1			
63				2	2			
64				1	1			
65								
66				1				
67				1	2			
68					1			
69		1						
70					1			
71					1			
72					1			
73								
74				1				
75					1			
76				1				
77					22			
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85		1						
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
人員計	人	人	人	人	人	人	人	人
平均	円	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	250,983	259,590	291,377	334,344	392,719	427,779	458,879	0
人員総計	人	平均	円					
	346	給料月額	342,445					

その6 医療職給料表(3) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2			7				
3							
4			2				
5							
6			8				
7			2				
8							
9		2	8				
10			1				
11			9				
12							
13		1	3				
14							
15		12	2		1		
16							
17		1	8				
18							
19		7	2	1			
20			1				
21			5				
22		1	1				
23			2				
24			2				
25		1					
26		1					
27		1	2				
28					1		
29			1	2			
30			1				
31		1	4	2	1	2	
32					1	5	
33				1	2	5	
34		1	1	2			
35			5	1	1		
36			1	2	1	1	
37			2	2	1	2	
38					1		
39			1	2			
40				1			
41		1		2	1	1	
42							
43				1		1	
44			3	2	1		
45				2			
46							
47				2			
48			1	1			
49			1	2	1		
50				2			
51				1			
52				1			
53							
54				1	1		
55							
56							
57							
58							
59				1			
60			1	1			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
61			1	3			
62					2		
63							
64				1			
65			2		1		
66							
67							
68				1	2		
69				1			
70			1		1		
71				1			
72							
73							
74				2	1		
75							
76							
77			1	1			
78			2	1	1		
79			1				
80						1	
81						1	
82						1	
83						1	
84							
85		1			26		
86							
87			3	2			
88				2			
89							
90							
91			2				
92			1				
93							
94							
95							
96				1			
97							
98							
99							
100							
101				1			
102				2			
103							
104				1			
105				1			
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
121	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
人員計	人 0	人 31	人 101	人 56	人 52	人 17	人 0
平均 給料月額	円 0	円 282,280	円 315,801	円 359,722	円 404,875	円 438,674	円 0
人員総計	人 257	平均 給料月額	円 347,478				

その7 教育職給料表(1) (県立の高等学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		121			
6					
7		7			
8		1			
9		135			
10					
11		13			
12		3			
13		192			1
14		3			1
15	1	16		1	1
16		5		1	2
17		92			5
18		2		3	10
19		155		1	11
20		14		1	11
21	2	82		4	4
22		11		2	7
23		174		5	10
24		17	1	2	6
25		67			7
26		18	1	1	9
27	1	154	2	4	6
28		23	1	4	4
29	2	62		2	5
30	1	23	1	2	3
31	1	164	1	2	
32		19	1	2	3
33	1	56	1	5	3
34		42		2	1
35	1	230	3	4	1
36	2	15	1	3	
37	1	73	1	6	
38		28		1	1
39	1	221	1	2	1
40		29	1	2	
41		52	2	1	
42	2	41	1	1	
43	1	241	4	5	
44		11	3	5	
45	1	31	1		
46		21		3	
47	3	84		8	
48		22	1	5	
49	1	57	2	7	
50		55	3	3	
51	3	218	7	4	
52		29	2	7	
53		69	2	6	
54	1	47	1	9	
55		211	2	11	
56		34	1	4	

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57	人 1	人 71	人 2	人 4	人 7
58	1	77		5	2
59	1	225	4	5	2
60	3	44		9	
61		65	2	4	
62	3	69	3	5	
63	3	184	3	7	
64		73	1	6	
65	1	74		4	
66	2	79	1	6	
67		154	1	3	
68	2	115		5	
69	1	71	2	4	
70	3	78		3	
71	4	140	2	1	
72	1	116		2	
73	1	60	1	3	
74	3	62	1	2	
75	2	127	1	3	
76	2	84		3	
77		53	1		
78	4	55		2	
79	5	91	1	1	
80	2	120		1	
81	3	69	2		
82	1	52		4	
83	1	71		2	
84	3	89		1	
85	1	63		1	
86	2	51	2		
87	4	71	2		
88	3	76	1		
89	4	79			
90	2	42			
91	1	55			
92	2	55			
93	3	89			
94	2	44			
95	2	52			
96	3	66			
97	3	53			
98	5	57			
99	2	40			
100	4	53			
101	2	47			
102	2	42			
103	2	43			
104	5	51			
105	2	32			
106	2	37			
107	1	49			
108		52			
109	3	37			
110	4	40			
111		38			
112	4	38			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113	人	人	人	人	人
114	2	47			
115	6	55			
116	3	43			
117		45			
118	1	42			
119	2	28			
120	3	35			
121	4	46			
122	2	50			
123		35			
124		31			
125	1	41			
126	1	40			
127	1	40			
128	2	25			
129	3	30			
130	1	41			
131	2	44			
132	1	39			
133	1	33			
134	2	44			
135		47			
136		36			
137		48			
138		52			
139	1	65			
140		54			
141		65			
142		85			
143	1	106			
144	1	89			
145		134			
146		59			
147		46			
148		56			
149		47			
150					
151					
152	1				
153	2				
人員計	人 195	人 9,376	人 81	人 242	人 113
平均 給料月額	円 318,096	円 374,101	円 420,005	円 465,643	円 503,385
人員総計	人 10,007	平均 給料月額	円 377,055		

その8 教育職給料表(2) (市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					1
4					3
5					9
6					7
7		2			18
8					25
9		1			47
10		1			37
11		1			40
12					35
13		1			59
14		1			32
15		1			29
16					27
17		600			41
18					33
19		14			35
20		11			27
21		584	1		46
22		1			49
23		36	1		34
24		15	1		20
25		643	2		41
26		6	2		31
27		30	17		24
28		20			17
29		225	4		28
30		14	6		23
31		500	21		13
32		19	6		12
33		180	4		16
34		23	5		12
35		543	22		7
36		25	16		4
37		166	5	2	24
38		41	17		
39		577	22	3	
40		29	21	2	
41		129	8	5	
42		48	7	8	
43		615	14	5	
44		31	22	7	
45		99	10	9	
46		52	15	7	
47		593	15	12	
48		35	20	17	
49		112	20	19	
50		72	10	13	
51		601	19	12	
52		38	16	19	
53		115	23	15	
54		76	10	18	
55		651	15	18	
56		37	12	16	
57	人	51	12	9	
58		33	8	28	
59		130	8	27	
60		52	12	20	
61		101	12	19	
62		96	10	25	
63		600	9	25	
64		42	16	20	
65		115	6	23	
66		131	4	26	
67		561	7	21	
68		60	10	32	
69		125	5	37	
70		157	12	46	
71		557	3	28	
72		85	5	48	
73		143	3	26	
74		152	7	23	
75		460	8	22	
76		135	8	35	
77		114	8	15	
78		132	5	15	
79		356	8	20	
80		234	4	21	
81		153	3	21	
82		129	5	21	
83		312	8	15	
84		256	1	18	
85		115	5	13	
86		129	1	13	
87		230	4	20	
88		261	3	15	
89		138	2	11	
90		144	3	11	
91		189		10	
92		166	2	8	
93		171	1	14	
94		108	1	12	
95		172	1	13	
96		167	2	7	
97		186		6	
98		101	1	6	
99		124		6	
100		150		4	
101		162		2	
102		106		1	
103		97		1	
104		121			
105		144		2	
106		134			
107		96			
108		93			
109		105			
110		103			
111		79			
112		109			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113	人	人	人	人	人
114		91			
115		83			
116		90			
117		115			
118		93			
119		63			
120		81			
121		98			
122		71			
123		62			
124		73			
125		85			
126		84			
127		105			
128		92			
129		67			
130		93			
131		105			
132		66			
133		73			
134		69			
135		61			
136		57			
137		49			
138		66			
139		58			
140		70			
141		38			
142		66			
143		49			
144		54			
145		65			
146		74			
147		55			
148		68			
149		80			
150		99			
151		107			
152		117			
153		124			
154		104			
155		131			
156		112			
157		100			
158		83			
159		47			
160		31			
161		47			
人員計	人 0	人 20,806	人 642	人 1,068	人 906
平均 給料月額	円 0	円 358,769	円 409,596	円 442,295	円 474,340
人員総計	人 23,422	平均 給料月額 円 368,441			

その9 学校栄養職員給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32				1	2
33					1
34					
35					1
36					1
37					2
38					
39					
40				2	
41					2
42					1
43					1
44				2	
45					
46					
47				1	2
48					
49				1	
50					
51				1	
52					1
53				1	1
54					
55				1	
56					
57				1	
58					
59					
60					1
61	人	人	人	人	人
62					1
63					
64					
65					1
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					13
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
人員計	人 0	人 0	人 0	人 10	人 31
平均 給料月額	円 0	円 0	円 0	円 345,346	円 398,952
人員総計	人 41	平均 給料月額 円 385,878			

その10 事務職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8				1		
9	7			1		
10				4		
11		8	1			
12				2		
13	5	12	1	2		
14		1	2			
15		16	14	7		
16		2	1	3		
17	7	10	7	1		
18		1	1	5		
19		5	24	5		
20		2	3	6		
21	4	21	6	6		
22		1	4	3		
23		3	18	5		
24		1	2	17		
25	5	21	7	11		
26		6	3	5		
27	2	9	12	4		
28		2	5	8		
29	18	15	7	15	2	
30		3	3	8		
31	2	6	6	10		
32		4	2	7	1	
33	12	3	1	8		
34	1	1		6		
35	6	4	13	8		
36		1	8	7	2	
37	13		2	6		
38		2	2	5	3	
39	14	2	2	3	4	3
40			11	4	1	9
41	1	1	2	5	1	18
42	1	1	1	6	3	13
43		1	4	3		13
44		1	6	4	1	3
45	4		2	3	1	
46				7	7	
47		1		7	3	
48	1		2	3	3	
49				4	1	
50	2		3	3	1	
51				2	2	
52	1		4	2	2	
53	1			2	2	
54			1	6	3	
55				2	1	
56				2	2	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
57	人	人	人	人	人	人
58				4	2	
59			1	3	1	
60			1	4	2	
61				1	1	
62				4		
63				1	1	
64			1		4	
65			1	4	1	
66				1	2	
67						
68						
69			1		4	
70				3	6	
71			1	1	2	
72				4	1	
73			1		2	
74				1	3	
75					4	
76				1	1	
77				1	3	
78				2	7	
79					2	
80				1	1	
81				1	1	
82				1	8	
83				3	6	
84				3	3	
85				20	17	
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
113	人	人	人	人	人	人
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
人員計	人 107	人 167	人 200	人 308	人 133	人 59
平均 給料月額	円 241,701	円 273,730	円 313,726	円 369,671	円 409,005	円 426,582
人員総計	人 974	平均 給料月額	円 336,494			

第 5 表 扶養手当の支給状況

区 分			計	
受 給 者			18,884	人
扶養親族の種類	子		33,434	人
	うち特定期間にある子		7,411	
	父 母 等		561	
手当受給者 1 人当たり平均扶養親族数			1.8	人
手当受給者 1 人当たり平均手当月額			25,172	円

(注) 現行の支給月額、子は 1 人につき 13,000 円、父母等は 1 人につき 6,500 円（行政職給料表 8 級及びこれに相当する職務の級は 3,500 円）である。ただし、行政職給料表 9 級以上及びこれに相当する職務の級は、子を除き、支給しない。なお、「特定期間にある子」とは、扶養親族としての子のうち満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子を示し、当該子 1 人につき 5,000 円が加算される。

第 6 表 住居手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		13,425 人
	手当月額28,000円未満の受給者	3,276
	手当月額28,000円の受給者	10,149
手当受給者 1 人当たり平均手当月額		27,116 円

(注) 現行の最高支給限度額は、28,000 円である。

第7表 管理職手当の支給状況

区分 部局等	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
知事部局等	部長	副部長	課長	副課長					
県立学校等		校長		教頭		事務部長	事務長		
警察本部		参事官 警察署長	課長 副署長	主席調査官	次席				
受給者	人 34	人 1,154	人 384	人 1,794	人 9	人 79	人 89	人 3,543	円 69,418

第8表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	km 100 未満	km 100 ～ 300	km 300 ～ 500	km 500 ～ 700	km 700 ～ 900	km 900 ～ 1,100	km 1,100 ～ 1,300	km 1,300 ～ 1,500	km 1,500 ～ 2,000	km 2,000 ～ 2,500	km 2,500 以上		
受給者	人 57	人 4	人 —	人 —	人 —	人 —	人 1	人 1	人 —	人 —	人 —	人 63	円 32,063

(注) 「100～300」は、「100km以上300km未満」を意味する(他の交通距離において同じ。)

第9表 暫定再任用職員の給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職給料表	人 240	人	人 2	人 84	人 57	人 94	人 3	人	人	人	人
公安職給料表	29				10	6	13				
研究職給料表	7			7							
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	17			2	9	1	5				
医療職給料表(3)	4			2		2					
教育職給料表(1)	626		573		31	22					
教育職給料表(2)	645		600		1	44					
学校栄養職給料表	2				2						
事務職給料表	32			32							
給料表計	1,602										
62歳	584										
63歳	536										
64歳	482										

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした（以下第10表までにおいて同じ。）。
- 2 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の級については、3級を特2級、4級を3級、5級を4級とそれぞれ読み替えるものとする（以下第10表までにおいて同じ。）。

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職給料表	人 52	人	人 4	人 48	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	4				2		2				
研究職給料表	1		1								
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	4			1	3						
医療職給料表(3)	2			2							
教育職給料表(1)	194		194								
教育職給料表(2)	139		139								
学校栄養職給料表	0										
事務職給料表	0										
給料表計	396										
62歳	112										
63歳	133										
64歳	151										

第10表 定年前再任用短時間勤務職員の給料表別・級別人員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職給料表	人 7	人	人	人 7	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	3					1	2				
研究職給料表	0										
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	0										
医療職給料表(3)	0										
教育職給料表(1)	17		17								
教育職給料表(2)	25		25								
学校栄養職給料表	0										
事務職給料表	0										
給料表計	52										
60歳	26										
61歳	26										

第2 民間の給与等

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった令和8年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,956事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業によって25層に層化し、これらの層から407事業所を無作為に抽出し、調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 集計

(1) 調査実人員

調査実人員は13,120人であり、うち行政職相当職種が11,828人（初任給関係575人、初任給関係以外11,253人）、その他の職種が1,292人である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は101,824人であり、このうち、行政職相当職種は75,841人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別・企業規模別調査事業所数

企 業 規 模		規 模 計	500 人以上	100 人以上 500 人未満
産 業				
産	業	事業所	事業所	事業所
計		324	177	147
農 業 、 林 業 、 漁 業		—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 、 業		22	9	13
建 設				
製 造 業		136	64	72
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、		47	26	21
情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業				
卸 売 業 、 小 売 業		22	13	9
金 融 業 、 保 険 業 、		19	13	6
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業				
教 育 、 学 習 支 援 業 、		78	52	26
医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業				

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 7 所、調査不能の事業所が 76 所あった。
- 2 調査対象事業所 407 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 7 所を除いた 400 所に占める調査完了事業所 324 所の割合（調査完了率）は、81.0%である。
- 3 「500 人以上」とは、企業規模 500 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を、「100 人以上 500 人未満」とは、企業規模 100 人以上 500 人未満、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所をいう（次表において同じ。）。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 12 表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計 (100 人以上)	500 人以上	100 人以上 500 人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	256,304 円	261,223 円	243,416 円
	短 大 卒	213,967	219,443	203,145
	高 校 卒	208,225	214,436	202,996
新 卒 技 術 者	大 学 卒	263,732	270,903	250,789
	短 大 卒	233,892	239,297	224,698
	高 校 卒	217,042	221,527	208,666
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	259,180	264,704	246,727
	短 大 卒	228,648	233,865	219,422
	高 校 卒	213,699	219,399	205,902

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 職種別にみた給与額等

その1 職員給与と民間給与との比較職種

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 工 場 長	人 53	歳 55. 1	円 812, 548	円 4, 961	円 807, 587	構成員50人以上の支店(社)又は 工場の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職 9、10級 企業規模100人以上500人未満 行政職 7、 8 級
	部 長	744	53. 6	714, 993	5, 813	709, 180	2 課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	次 長	244	52. 6	632, 447	5, 938	626, 509	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(職能資格等が部長と課長 の間に位置付けられる者)	

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 8 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	課 長	人 1,539	歳 50.0	円 624,380	円 11,426	円 612,954	{ 2 係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	{ 企業規模500人以上 行政職 7、8 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 5、6 級
	課 長 代 理	543	47.5	574,933	57,875	517,058	{ 前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(職能資格等が課長と係長 の間に位置付けられる者)	{ 企業規模500人以上 行政職 5、6 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 4 級
	係 長	1,595	45.0	519,136	73,690	445,446	係の長及び係長級専門職	{ 企業規模500人以上 行政職 3、4 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 3 級

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	主 任	人 1,338	歳 41.1	円 421,391	円 50,251	円 371,140	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(職能資格等が係長と係員の間に位置付けられる者)	{ 企業規模500人以上 行政職 2 級 (一部は 3、4 級) 企業規模100人以上500人未満 行政職 2 級 (一部は 3 級)
	係 員	5,197	37.6	386,241	51,208	335,033		行政職 1 級

その2 その他の職種

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)	
研 究 関 係 職 種		人	歳	円	円	円	
	研 究 所 長	4	57.1	910,624	1,214	909,410	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	38	49.4	623,842	36	623,806	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	14	55.0	501,314	35,903	465,411	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	57	39.9	469,079	50,580	418,499	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	54	35.0	425,982	67,748	358,234	
	研 究 補 助 員	10	35.7	339,739	1,652	338,087	

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)	
医 療 関 係 職 種	人 病 院 長	1	歳 -	円 -	円 -	円 -	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副 院 長	3	61.8	1,238,022	179,149	1,058,873	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	21	53.7	1,400,733	438,447	962,286	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医 師	29	40.2	1,159,619	277,847	881,772	
	薬 局 長	3	52.4	530,089	57,665	472,424	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	46	35.2	375,960	50,976	324,984	

(注) 調査実人員が 2 人以下の職種の平均年齢、令和 8 年 4 月分平均支給月額については、数値の記載を省略した。

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)	
医 療 関 係 職 種		人	歳	円	円	円	
	診療放射線技師	60	35.5	377,953	44,602	333,351	
	臨床検査技師	56	34.7	370,086	54,554	315,532	
	栄養士	33	34.4	293,050	24,680	268,370	
	理学療法士	114	31.1	320,620	23,597	297,023	
	作業療法士	59	31.8	327,010	19,510	307,500	
	総看護師長	5	52.3	566,962	7,257	559,705	部下に看護師長 5 人以上

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)	
医 療 関 係 職 種		人	歳	円	円	円	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
	看 護 師 長	70	50.7	475,942	54,929	421,013	
	看 護 師	183	35.5	404,378	78,760	325,618	
	准 看 護 師	44	47.7	331,718	56,714	275,004	

第14表 初任給の改定状況

(単位：％)

学 歴	項 目	新規学卒者 の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者 の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大 学 卒		34.2	(81.8)	(18.2)	—	65.8
高 校 卒		20.2	(85.2)	(14.8)	—	79.8

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、事業所で見した場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 給与改定の状況

(単位：％)

役職段階	項 目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員		73.9	—	0.4	25.7
課 長 級		67.6	1.4	0.3	30.7

- (注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第16表 定期昇給の実施状況

(単位：％)

役職段階 \ 項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし		
係 員	94.1	94.1	36.9	4.0	53.2	—	5.9
課 長 級	88.3	88.3	33.1	3.7	51.5	—	11.7

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第17表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(単位：%)

転勤に伴い 手当等を支給 する			転勤に伴い 手当等を支給 しない
	支 給 方 法		
	一時金	一時金以外	
92.3	79.3	58.2	7.7

- (注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

							帰宅費用を 支給しない
帰宅費用を 支給する	年 間 支 給 回 数						
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
%	%	%	%	%	%	回	%
88.4	(10.2)	(41.4)	(11.8)	(28.4)	(8.2)	17.1	11.6

- (注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第18表 特別給の支給状況

項 目		金 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	413,271 円
	上半期 (A ₂)	428,323 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	969,544 円
	上半期 (B ₂)	1,001,135 円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1} \right)$	2.35 月分
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2} \right)$	2.34 月分
年 間 の 平 均		4.69 月分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.65月である。

第19表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
53.8	46.2	49.4	50.6	47.9	52.1

第3 人事院勧告

第20表 人事院による報告及び報告の概要

令和8年 人事院勧告・報告の概要

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格〔令和9年夏に具体的な内容を報告〕
 - ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
 - ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
 - ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者か否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
〔対象〕
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円 [単身赴任者は約49万円]
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

第4 標準生計費

標準生計費の算定方法（令和8年4月）

「家計調査」（総務省）等に基づき、令和8年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査」等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和8年4月における全国の1人世帯の標準生計費に、同年4月の全国とさいたま市の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）の比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」における令和8年4月の費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

(参考1) 1人世帯の算定方法

$$1 \text{ 人世帯の標準生計費（さいたま市）} = 1 \text{ 人世帯の標準生計費（全国）} \times \frac{\text{費目別平均支出金額（さいたま市）}}{\text{費目別平均支出金額（全国）}}$$

1人世帯の標準生計費（全国）については、令和6年の「全国家計構造調査」（総務省）及び「全国単身世帯収支実態調査」（同省）の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和8年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

(参考2) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和7年1月～令和7年12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和8年4月)

さいたま市

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	32,680	58,550	72,450	86,340	100,240
住 居 関 係 費	46,230	59,900	51,650	43,420	35,180
被 服 ・ 履 物 費	4,520	5,010	6,990	8,970	10,960
雑 費 I	30,650	38,380	53,180	67,990	82,790
雑 費 II	13,230	25,520	29,830	34,150	38,460
計	127,310	187,360	214,100	240,870	267,630

第5 労働経済指標

第22表 労働経済指標

項目 年度 年月	① き ま っ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)				② 所 定 内 給 与 (調 査 産 業 計)							③ 所 定 外 給 与 (調査産業計)		④ 総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑤ 所 定 外 労働時間数 (調査産業計)		⑥ 消 費 支 出 (名 目)								⑦ 消費者物価指数 (総 合)		⑧ 国内企業 物価指数					
																		二人以上の世帯				二人以上の世帯のうち勤労者世帯											
	埼玉県		全国		埼玉県			全国				埼玉県	全国	埼玉県	全国	埼玉県	全国	さいたま市		全国		さいたま市		全国		さいたま市	全国						
	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率	金額							前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額				前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比
令和6年度	281.1	3.8	316.8	2.4	259.5	4.0	—	292.0	2.6	—	21.6	24.8	136.9	142.2	10.4	11.6	352.5	△ 1.3	304.2	3.4	378.0	△ 1.2	329.6	3.3	2.7	3.0	3.4						
令和7年度	290.5	3.3	325.2	2.7	267.1	2.9	—	299.8	2.7	—	23.4	25.4	137.2	141.2	11.3	11.5	355.2	0.8	313.7	3.1	383.6	1.5	346.4	5.1	2.5	2.6	2.8						
令和7年1月	282.5	3.4	314.1	2.6	259.8	2.7	34.3	289.9	2.6	25.5	22.7	24.2	131.7	135.0	11.2	11.1	361.5	6.0	305.5	5.5	408.8	10.2	331.3	5.8	3.6	4.0	4.2						
2月	285.5	4.3	313.5	1.8	262.4	3.7	34.0	289.0	1.6	25.7	23.0	24.4	135.9	135.6	11.8	11.4	356.8	△ 7.4	290.5	3.8	367.7	△ 18.1	314.0	2.0	3.2	3.7	4.3						
3月	282.7	3.0	316.7	1.4	259.5	2.3	34.9	291.9	1.6	25.5	23.3	24.8	134.6	138.1	11.8	11.8	350.9	△ 13.9	339.2	6.4	392.0	△ 12.9	383.0	8.2	3.2	3.6	4.3						
4月	288.2	2.7	324.0	2.3	264.0	2.0	34.8	298.4	2.4	25.1	24.2	25.6	140.3	145.4	11.3	12.0	409.2	1.7	325.7	4.0	436.9	1.1	363.2	5.3	3.0	3.6	3.9						
5月	289.7	3.9	321.4	2.0	268.2	3.7	34.0	296.9	2.1	25.2	21.5	24.5	138.5	140.5	11.5	11.3	341.4	△ 0.7	316.1	8.9	370.5	0.1	351.5	10.3	3.1	3.5	3.1						
6月	292.7	5.0	324.3	2.3	270.7	4.6	34.1	299.8	2.3	25.3	22.0	24.6	142.1	145.2	12.1	11.3	329.3	2.7	295.4	5.2	327.7	△ 0.8	323.2	7.7	2.7	3.3	2.8						
7月	291.7	4.8	325.0	2.4	267.8	4.3	34.1	299.5	2.2	25.2	24.0	25.4	143.1	148.8	11.3	11.6	330.1	△ 2.7	305.7	5.1	359.2	△ 0.9	338.9	8.4	3.0	3.1	2.5						
8月	287.2	3.2	322.5	2.0	263.9	2.6	33.5	297.8	2.2	25.2	23.3	24.6	130.2	135.2	9.9	10.6	399.7	29.2	314.0	5.5	455.2	35.5	347.3	9.0	2.7	2.7	2.7						
9月	292.0	3.9	323.9	2.3	269.5	3.5	33.1	299.6	2.4	25.1	22.5	24.3	136.8	139.9	11.1	11.4	363.1	2.8	303.2	5.3	409.9	14.2	339.8	10.2	2.9	2.9	2.8						
10月	294.5	4.0	328.2	2.8	270.3	3.4	33.7	302.0	2.9	24.9	24.2	26.2	142.7	147.7	12.0	12.1	342.8	△ 2.0	306.9	0.3	380.9	6.0	339.0	3.5	2.8	3.0	2.8						
11月	294.1	4.9	326.7	2.2	267.9	3.5	34.1	300.3	2.2	25.2	26.1	26.4	138.9	140.8	11.3	11.8	344.8	3.1	314.2	6.3	378.1	6.0	350.3	10.7	3.0	2.9	2.8						
12月	295.7	4.4	327.3	2.3	269.2	3.0	34.7	301.4	2.4	25.2	26.5	25.9	137.4	140.4	11.4	11.6	366.8	△ 9.9	351.5	△ 0.3	386.4	△ 16.4	374.1	△ 1.3	2.3	2.1	2.5						
令和8年1月	286.5	1.5	324.3	3.3	264.6	1.8	35.9	299.2	3.2	25.6	21.9	25.1	132.3	135.3	11.1	11.3	340.5	△ 5.8	307.6	0.7	363.8	△ 11.0	334.8	1.0	1.7	1.5	2.5						
2月	286.0	0.2	325.7	3.8	263.8	0.5	35.4	300.0	3.8	25.6	22.2	25.6	131.1	134.9	11.3	11.4	320.4	△ 10.2	289.4	△ 0.4	353.0	△ 4.0	319.8	1.9	1.6	1.3	2.2						
3月	287.4	1.6	329.3	4.1	264.7	2.0	35.7	303.3	3.9	25.5	22.7	26.1	133.5	140.1	11.6	12.0	374.5	6.7	334.7	△ 1.3	381.5	△ 2.7	374.9	△ 2.1	1.2	1.5	3.0						
4月	296.8	3.0	336.7	4.0	270.2	2.4	35.2	309.5	3.7	24.9	26.6	27.2	140.1	146.8	11.6	12.2	364.8	△ 10.9	329.0	1.0	385.8	△ 11.7	364.8	0.4	1.7	1.4	5.5						

資料出所：①～⑤県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」⑥総務省「家計調査」⑦県統計課「消費者物価指数」、総務省「消費者物価指数」⑧日本銀行「企業物価指数」

(注) 1 ①、②、⑦、⑧は令和2年平均＝100とした指数を基礎としている。
2 ①～⑤は事業所規模30人以上の数値である。

<参考>

1 公民給与較差に基づく給与改定等による所要額

約154億円

※ 定年前再任用短時間勤務職員及び臨時的任用職員等を除く。

2 職員（行政職）の平均年間給与額

現 行	改定後	差 額
6, 6 2 5 千円	6, 8 7 4 千円	2 4 9 千円

※ 平均年齢 40.4歳